

平成 25 年 3 月 6 日（水曜日）

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成25年3月6日（水曜日）

---

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	遠藤	健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興事業推進課参事 兼用地対策室長	佐藤 孝志 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長 兼地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	佐藤 徳憲 君
-------	---------

農業委員会部局

事 務 局 長

高 橋 一 清 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長

阿 部 敏 克

主 幹 兼 総 務 係 長  
兼 議 事 調 査 係 長

三 浦 勝 美

---

議事日程 第2号

平成25年3月6日（水曜日）

午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会2日目でございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において6番山内孝樹君、7番星喜美男君を指名いたします。よろしくお願いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告4番、高橋兼次君。質問件名、産業振興について。以上1件について、一問一答方式による高橋兼次君の登壇、発言を許します。2番高橋兼次君。

〔2番 高橋兼次君 登壇〕

○2番（高橋兼次君） おはようございます。

2番は、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

質問事項は、産業振興についてでありまして、一問一答方式で町長に伺うものであります。

震災発生からはや2年が過ぎようとしております。町は、震災直後の初期対応から生活の基盤となる住宅の再建へと汗を流し続け、その結果として、ようやく高台移転事業の造成工事に着手することができました。被災者にとっては、暗い闇の中で一筋の光を見た思いであろうと思っております。

一方、町民生活のもう一つの生活の基盤となる我が町の産業の復旧・復興が先行き不透明の中で、各産業に携わる町民は不安と焦りを感じながら、町外への移転・移住をやむなく決断をせざるを得ない状況になっております。このことが人口減少に拍車をかけることも事実であります。何としても避けなければならないものとするものであります。

町内に多くの働く場をつくり、仕事のしやすい環境というものを整備することこそが、町民

生活の安定であり、町の早期復興へ進むものと確信をするものでございますが、町長は産業復興にどのような振興策を講じていくのか、次の3点を伺うものであります。

1つ目に、漁業生産の基盤とも言われる水産施設整備への支援策。2つ目に、歌津地区の中心部である伊里前市街地の利用計画をどのように考えておりますか。3つ目に、早期復旧が強く求められている我が町の造船業への対策を伺うものであります。

以上、3点を登壇よりの質問といたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、高橋兼次議員のご質問、産業振興についてお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の1点目、水産施設整備への支援策についてであります。本町の基幹産業であります水産業の早期復興は、町全体の復興に不可欠なものであり、震災直後から、「水産からの復興」を掲げて、国の補助事業等を活用しながら、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

具体的には、一昨年10月にオープンをいたしました仮設魚市場の整備や市場の水揚げ金額の6割を占めるシロザケふ化場の緊急復旧を行ってまいりました。本年度は、これらの施設の本格復旧に向けまして、平成26年度の設置を目標に、基本計画、基本設計に着手をいたしております。

漁船やワカメの集荷施設、カキ処理場等の漁業施設の復旧に関しましては、昨年度、ヤマト福祉財団からの助成金をもとに、宮城県漁協志津川、歌津両支所に総額1億9,000万円の補助を行いました。今年度も同財団からの追加助成を受けまして、志津川支所の船舶給油施設の復旧と歌津支所の密漁監視設備の復旧について、総額3,700万円の補助を行っております。

また、水産加工業等を含む民間事業者への支援策についてであります。こちらは国の水産業共同利用施設復興整備事業を活用しながら、新たな施設の整備を支援しております。この事業は、水産物加工処理施設や水産物鮮度保持施設などの施設を新たに町内で整備しようとする事業者に対し、その整備費用の8分の7以内を国と町が補助するもので、昨年10月、第1回目の公募を行いました。合計10社からの応募があり、予算枠の関係もあり厳正な審査を行った結果、第1回目としましては、雇用促進効果や地域経済への波及効果などが高いと認められる上位3社の採択に至りました。これら3社の施設が整備されれば、町内で多くの雇用が創出されることが見込まれ、また、当町で水揚げをされる魚介類の買い支えにつながり、地域経済の牽引役として、町が築いてきたブランドの維持、発展にもつながるものと大きく

期待をいたしているところであります。

なお、来年度当初には、本事業の2回目の公募も予定をしております、町内水産業の復興に向けた機運をさらに高めていきたいというふうに考えております。

今後ともこうした事業の活用を図りながら、さまざまな環境への取り組みもあわせて推進することで、町内水産物のブランド価値を高め、基幹産業の復興を支えていきたいと考えております。

次に、2点目のご質問、伊里前市街地の利用計画についてであります。伊里前市街地の利用計画につきましては、防災集団移転促進事業等によります従前居住地の買い取り等により、町有地と買い取り対象とならない民有地が混在する土地となりまして、その活用方法についての方向づけが求められておりますが、特に区画整理事業の適用ができないこの地域におきましては、整備手法も含めた議論が必要であるというふうに思います。

町といたしましては、現在、漁港漁場漁村技術研究所に委託し、こうした被災集落の跡地利用について、どのような利用形態を目指すか、整備手法も含めた形で調査を進めておりました。伊里前地区においては、国道の法線に係る説明会の開催や国土交通省による沿線道路の改良にあわせ、ある程度のかさ上げについても検討しておりますが、なお詳細については、平成25年度の前半には一定の方向性を打ち出していきたいというふうに考えております。

当該地につきましては、既に、伊里前復興商店街が形成され、今後の商店街形成について、商工会を含めて活発に議論が行われているほか、伊里前地区まちづくり協議会においても同様の議論が行われているところであります。

今後は、前述の調査結果やこうした議論を踏まえ、また、歌津地域全体を俯瞰した中で、旧伊里前市街地の利用に係る計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、3点目のご質問、造船業への対策についてであります。当地域の漁業で使用されるFRP船のほとんどが町内の造船業者によってつくられていたことは、議員もご存じのことだというふうに思います。漁業の復旧には船の整備が不可欠との認識のもとに、町としましても、中小企業庁の仮設工事の制度を活用し、平成23年12月には仮設の造船所を整備するなど、その復旧に対しできる限りの支援を行ってまいりました。本格復旧に際しても、造船業者との話し合いのもとで現地復旧の方針を確認し、それに伴い、防潮堤の法線の調整などを宮城県と行ってまいりました。造船業者の方々の自助努力もありまして、中小企業庁のグループ化補助金を得ての復旧工事が、現在進行しているものと認識をいたしております。

造船業は、その性格上、防潮堤の堤外に立地せざるを得ないこともあり、近傍には魚市場整

備も予定しておりますことから、今後の付近一体の用地計画を立てていく上で造船所の活動に支障が出ないように、また、いざというときには安全な避難誘導ができるように意を用いていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） るる説明をいただきました。

まず1つ目でございます。震災から今2年目を迎えようとしている中で、春漁のイサダ漁も始まりました。また、ワカメの水揚げ等々も本格化してまいりました。

その中で、水揚げの1つの整備の本分であります漁港の整備ですね。水揚げ岸壁です。この岸壁については、県単、それから町単、いろいろあるわけでございますが、大分進んでいるところもあります。また、いまだまだ手つかずといいますか、なかなか仕事をしていく上で大分支障を来しているというようなどころもあるようでございます。工事途中であるため、漁業者にとりまして大変厳しい不便な水揚げ作業が続いているわけでございます。このために水揚げ量の減、こういうことも懸念されるわけでございます。特にワカメ等々は、その時期といいますか、短期間の中で良質なものを水揚げしていかなければならないというような環境にある中で、仕事の進行がスムーズにいかないというようなことになりますと、品質も低下あるいは量も減ると、いわゆる海の中で品物を残すというようなことになりかねない、こういうことが懸念されているわけでございますので、この漁港の町単部分のかさ上げ整備のスピード化というものを促すべきではないかと、そう思っているわけでございますが、現在の状況とこれからのスピード化に向けての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 議員もご承知のように、昨年度以来、町の1種漁港の整備につきましては、順次、物揚げ場の発注もいたしてございますし、これから船揚げ場、それから防波堤と、そういった工事を順次進めていかなければないと。

確かに今、生産者の皆さんにとっては、物揚げ場、まだまだ整備が十分でないということで、そういった水揚げに支障を来すということについては十分承知をしておりますが、しかしながら、ご案内のとおり、全漁港をとということでございますので、業者の方々も含めて今一生懸命やっただけにやっています状況にありますが、いましばしご容赦をいただきたいというふうに思いますが、いずれ今現状の状況等につきましては、建設課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。



○建設課長（三浦 孝君） それでは、詳細について、私のほうからご説明を申し上げたいと思います。

今町長が申したとおり、全漁港の物揚げ場につきましては、業者と契約をしているという状況でございます。

それから、進捗状況につきましては、漁港によりまして、ほぼ終了したものからまだ5%程度のものでございます。これにつきましては、年内中に全て完了する予定で進めておりますが、ただ、先ほど議員のお話の中にあるとおり、3月から5月の間までワカメの収穫があるということで、地域のほうから、逆にその時期については工事をしないでいただきたいという漁港も実はございます。それらを含めて、今調整をしながらやっておりますので、何とか年内中には全ての漁港を終わらせていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） ぜひ、来年度、今シーズン中でありますので、来年度のシーズンには支障を来さないように、万全の整備を進めていくべきだろうと思います。

我が町の基幹産業である漁業です。この漁業、水揚げ量は、漁港と生産加工施設、また作業施設等の復旧整備が鍵というように考えるわけでございます。これら水揚げに関する従来の施設は、今回の津波によりまして全壊をいたしました。これらの施設は、漁業協同組合の資産とはいうものの、やはり我が町の漁業者にとっては必要不可欠なものでございます。これらは従来、さまざまな沿岸構造改善事業等々の補助事業を長年積み重ねたことによって得た資産であるものであります。それを今一気に復旧しなければならないと、そういう大変厳しい状況になっているわけでございます。

ちなみに、南三陸町の2支所の固定資産の流失分、志津川支所、歌津支所合わせて2億6,000万ほどあるわけでございます。この中での建物、いわゆる施設です。施設が2億を超えております。こういうものを町としてどのように支援をしていくのか。建設に向けてですね、整備建設に向けてどのように支援していくのか、そういうところをお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には補助事業等がございまして、そういったものについては漁協さんのほうとも相談しながら支援をするということは可能だと思いますが、いずれ今回県一漁港でございますので、そういった組織の中である意味スケジュールを決めながら、そういった復旧・復興ということについては県漁港が主体になって進めていくんだらうというふ

うに認識をいたしております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 先ほど言いましたように、県漁協といいますと、上げた足もちょっと鈍るのかなど。そういう捉え方ではなくて、南三陸町の漁業者のためというような捉え方で補助事業等々を進めていただきたいなど、そう思っているわけですが、実はその宮城県漁協、我が2支所の漁業者が参加している宮城県漁協は、現在、ご存じかと思いますが、組合の自己資本比率が減少しているために資産を持ってないというような現状であります。最悪の、被災後は自己資本比率が2.7%まで減少したというような、大変、何ていいますか、言葉は悪いですけども破綻というか、そういう言葉も見えてくるような、そんなような状況まで陥ったというようなことで、こういうことになると、現在抱えている信用部門は停止されると。漁業者のための金融部門を停止しなければならないというような事態になるわけですが、そのために、漁業者のために、組合のために、いろいろな資産を持たなければならないというような苦肉の策といいますか、施設保有組合なるものを設立して、この中で補助を受けて、漁業者に船からいろいろな機材を供給しているというようなことでございます。

その中で、補助事業を受けて施設を整備していく、そういう1つの流れがあるわけですが、これにも漁業者には相当なリスクが出てまいります。今までは、今までの既存の震災前の補助事業であれば、組合が受益者になりまして補助を受け、組合員全員の財産でそれを負担していくというような形であったわけですが、今回は施設保有組合で、受益者は直接それを使用する方々が受益者となるというようなことで、整備に当たる個人の、個人といいますかグループの負担分、さらにはその中には税金等も相当使用者で負担しなければならないというようなことで、整備に向けて一度は手を挙げたものの、裏の見えない部分のリスク分、負担分を見たときに、相当なショックを受け、手を下げたというような状況があるわけでございます。

そこで、そのような状況をやはり救ってやるべきではないのかなど。そういうようなことに町としてどのような方策があるのか。県あるいは国の補助メニューをいろいろ検討しながらやっていくべきではなかろうかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、高橋議員からのお話いただきました内容につきましては、地元の漁協の組合長さん、運営委員長さん、それから、県のほうからもそういった事情等につい

て、我々のほうにもお話をいただいております。この間も要望という形の中でおいでをいただきまして、いろいろご議論をさせていただきました。

確かに、施設保有組合をつくって、そこで資産を形成して、利用者が少なくて、でもいろいろな種々経費がかかると。その利用者が少ない中で負担を割るということになりますと、従来想定をしていなかった負担が出てくるということで、その辺の部分について支援をできないかというふうなお話をいただきました。

しかしながら、これは大変厳しい問題でございます、後でもう少し詳しく産振課長から説明させますが、基本的には、今漁業の方々のそういった窮状をお話しいただいて、それはそれとしてわかるんですが、しかしながら反面、それ以外の産業団体の方々もいらっしゃいます。同様の苦しみを皆さん味わってございますので、そこの分野だけ、いわゆる漁業の分野だけをそこに特化して支援をするのは大変厳しい状況にあるということで、この間お話をさせていただきました。町としても、確かにそういった窮状の問題については、理解を示すというふうな思いはあるのですが、しかしながら現実問題として、それは漁協だけで支援できるのかという問題もいろいろございます。ですからその辺の支援の難しさということで、この間お話しさせていただきました。

なお詳しくは、産振課長から答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 施設となりますと、漁船、それからいろいろな作業場の施設の大きく分けて2つに大別されると思いますけれども、既にご存じのとおり、どの施設に対しましても、国と県から補助率として係る経費の6分の5が出ていると。それに対しまして、被災した沿岸市町の中では、さらにその単費で上乘せしようという動きがないわけではございません。

私どものほうは、先ほど町長の答弁の第1回目でお答えいたしましたように、23年度から24年度にかけて、ヤマト福祉財団のほうの助成金に基づきまして、両支所のほうに1億9,000万円分を、これは船の購入ですとか、あるいはワカメの作業場、あるいはカキの作業場のために使ってくださいと、これは県漁協にということではなくて、支所のほうにということで、もう既にその辺はお渡ししております。ただそれが、残ったその補助率の何分の何ぼということではなくて、その時点ではどれくらいの施設をつくるかまだはっきりしていませんでしたけれども、とりあえず出せる分は出しますから、これで何とかやってくださいという形ではやっているつもりでございます。

こういうこともありますので、今のところ利用者の負担は6分の1になりますので、それをさらに町費で上乗せということに関しましては、先ほど町長が申しましたように、ほかの産業との兼ね合いもございまして、ほかからはそれが出ておりませんし、それをやろうとしてもなかなか財政的に難しい面もありますので、現在は、それを町費でまたさらに上乗せの補助というのは、今のところは考えてはおりません。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 今、補助の話になりまして、6分の5の補助と。6分の1は受益者負担というようなことですが、これもある市では、組合に対する国庫補助のメニューに対するものは全メニュー補助すると、そういう市も出てまいりました。6分の5を国、18分の2を市、18分の1を組合と。これは石巻市です。国庫補助に関するメニュー全てに補助するというような決定がなされたようでございます。そういう市も出てきましたので、なぜこれだけできないかというのは、県漁協は苦しいながら経営してきたわけですが、その中で被災をして、現在そのマトリックス会計というような、区分会計というような会計方法でやっているわけですが、これが25年、本年の4月に廃止されます。それで、県一本化になるわけですが、そうすると、メリットも出てくるんだろうとは思いますが、漁業者、組合員にはデメリットのほうが多くなるのかなと、負担が大きくなってくるのかなと。そういうますます厳しい状況に陥ってくるのかなという懸念が出てまいります。

そういうわけで、今町長が各産業の兼ね合いもあるとおっしゃいましたが、津波はやはり漁業者が一番被害をこうむっているわけですが、全てを流されて、住宅も確保しなければならない。あるいは漁業資材も全て流されて、これも用意しなければならない。さらには共同施設へも負担をしなければならないというような相当険しいところに、厳しいところにあるわけですが。

そこで、1つの案といいますか、これも町独自では大変難しいんだろうとは思いますが、国のほうも大分その補助金の使途拡大に向けて、運用の柔軟性というものも打ち出してきているようなわけですが、さらに国の補助等々を探りながら、こういうようなやり方はできないのかと。それは、町がその施設を整備いたしまして賃貸をすると。漁協に。いわゆる委託管理といいますかね。そのような手法で整備をし、そして、組合が資産を持てるような状況になったときにそれを引き取ってもらうと。その間は賃貸料等々の町が負担する部分の補いを求めるというようなやり方はできないものなのかなと、そう思っているのですが、どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど各産業があると、確かに漁業の皆さんも壊滅をしました。そういった中で国の手厚い支援ということで、受益者6分の1の負担で何とか復活をしていけると。ところが、商工業も実は8割が壊滅です。その方々は4分の1負担をさせていただきます。実はそういった方々からも財政支援というお話をいただいておりますが、残念ながらそこは厳しいよというお話をさせていただいています。したがって、町として考えるということになれば、1つの産業ということではなくて、全体の産業に対してどうなんだろうという視点で我々は考えなければいけないという立場でございますので、その辺はひとつご理解をお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、今の件でございますが、果たしてそれが可能なのかどうかについて、今ここですぐなかなか返答できない部分がございますので、こちらのほうで内部で検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 攻めるほうも、あるいはまた攻められるほうも大変でしょうが、ひとつ我が町の基幹産業と常々口に出して言っているわけでございますので、厳しい中にもさらに努力をしていただき、漁業者を救っていただきたいと。国のほうも、先ほど言いましたように、けさも新聞等々に載っておりましたが、補助金等の拡大に向けて柔軟性を考慮していくと、考えていくというようなことでありますので、現場からどんどんと要求していく必要があると。国のほうも現場に合わせた復興というようなことも言っているわけでございますので、やはりもっともっと訴えていく必要があると思いますので、もう一つ踏ん張っていただきたいと、そう思います。

次に、2つ目であります。先ほど説明をいただきましたが、この伊里前地区は、かつては年末年始あるいは各種イベント等でのぎわいを見せていた商店街でもありますが、ごらんのとおり、今志津川もそうありますが、伊里前も一方ならず破壊され、無残な姿ということになっているわけでございます。そういうことになって2年がたとうとしているわけでございますが、被災跡の計画、志津川地区はその整備事業があると。伊里前は何もないと。今のところ有志の方々が中心となりまして、あるいは商工会が中心となりまして議論されているようでございますが、この被災跡の利用計画といいますが、利用を今議論しているところをもう少し詳しく、どのようにあのまちを使っていくのか、どのようにその整備をしていくのか、その辺はどうなっているか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに、先ほどお話ししましたように、あの地域は整備メニューがちょっとないんですよ。それをどうするかということで、今いろいろ模索をしているところでございます。

基本的には、あの土地利用については、その前段として、先ほども言いましたが国道の法線をどうするのか、あるいはそのかいわいの道路の改良をどうするのか、そこがある程度決まらないと、土地利用の計画ということがなかなか立てられないということがございます。ただ基本的には、ある意味少しずつ進んでおりまして、一定の方向性というのはちょっと見えてきたという思いがありますが、ただいずれ地域の皆さん方、何とか早くという思いがございまして、その辺の取り組みや方法について、我々も十二分にバックアップをしていきたいというふうに思いますが、なおもう少し詳細について、復興企画課長から答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 町長、最初の答弁で申し上げましたけれども、予算的には、昨年の12月の予算補正で債務負担行為として設定させていただきましたけれども、現在、特に被災漁業集落の土地利用のあり方について、これは漁港漁場漁村技術研究所というところに委託発注をしたところでございます。債務負担行為ということもありますので、歳出予算については、今後当初予算にも反映されておりますけれども、おおむね25年度中に一定の漁業集落地域の土地利用のあり方について、その方向性を今検討して、その結果をいただくという予定にしております。

ただ、伊里前地域のみならず、漁業集落は基本的に22でございます。特に戸倉地域にも折立地域での土地利用のあり方等も検討していかなければいけない問題がございますので、今後、当該地域の漁民の皆さん、あとは行政区長の皆さんにいろいろな意見聴取もあろうかと思っておりますけれども、そういった結果を踏まえまして、基本的な土地利用のあり方、水産業の再建のあり方等を総合的に勘案いたしまして、最終的にはそれを実現するための実行の事業計画をそれぞれつくっていただく、そういった予定にしております。特に伊里前地域については、国道45号線の法線、あとかさ上げ等の基本的な課題がございますので、国交省といろいろやりとりをしながら、25年度中の早い時期に、伊里前に地域については、その土地利用のあり方についても一定の方向性を打ち出して、いずれ特別委員会等でご報告する機会が出てまいらんじゃないかなというふうには考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

- 2番（高橋兼次君） 今聞き逃したんだけど、25年のいつまで。
- 議長（後藤清喜君） 復興企画課長。
- 復興企画課長（三浦清隆君） 25年度、25年中ということなので、秋口ぐらいまでには一定の結果が出てくるのではないかなというふうには考えてございます。
- 議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。
- 2番（高橋兼次君） 今若干出てきたようでございますが、この国道45号線。震災前は歌津大橋というようなことで、市街地を避けて通っておったわけでございますが、この大橋の今後の行方ですね。どうなるのか。それから、その防潮堤の整備計画をもう少し詳しくお願いしたいと思います。
- 議長（後藤清喜君） 佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） 従来の歌津大橋、今橋脚だけ残っておりますが、あれは撤去ということになります。
- それから、防潮堤の法線については、担当課長から説明させます。
- 議長（後藤清喜君） 建設課長。
- 建設課長（三浦 孝君） 防潮堤につきましては、現在、県のほうで計画を作成しているところでございまして、まだ具体的なものが出てきておりません。3月中か4月の早い時期に、地元のほうに説明をしたいというような考えを持っているようでございます。
- 議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。
- 2番（高橋兼次君） 利用計画の中で、大分利用計画のその中身に影響があるのかなと思うのは、やっぱり防潮堤の位置が絡んでくるのかなと、そう思っているのですが、それとこの寄木線、あの下を通っているわけでございますが、この辺の関係、あるいは伊里前川に橋が2本ぐらいかかっているわけでございますが、この辺、バック堤が出るのかなというようなこともあるのですが、今後どのようにその橋を考えているのかです。そこです。
- 議長（後藤清喜君） 建設課長。
- 建設課長（三浦 孝君） 現在町で管理している橋が2橋ございます。寄木橋と汐見橋でございます。これにつきましては、災害復旧で今事業を認められている部分でございまして、現在、汐見橋が3メートル、それから寄木橋が5メートルほどの幅員がございまして、今までも狭いということで拡幅のご要望をいただいております。それで、今回災害復旧の基本的な考え方とすれば、2橋を復旧するのではなくて、1カ所に統合して、幅員を広げた形でかけたいというふう考えております。

国道のほうもバック堤を越えて橋をかけるわけでございますけれども、それに合うようにその高さの調整をさせていただいているという状況でございます。場所については、現在の寄木橋の上流側であれば橋がかけられるという状況で今進めているところでございます。

それと、防潮堤の位置につきましては、先ほど申しましたのは、たたき台を3月なり4月の初めに出したいということで、それから具体的な位置につきましては、地元の皆様とまたご相談をしながら決めていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この橋、結局そうすると2本を1本にするというようなことで理解はするのですが、防潮堤ができ、あるいはまたかさ上げ等々も出てくるんだらうと思いますが、この際にその橋は、避難する際にかなり重要になってくるのかなと。必ずしもどこで何が起きるかわからないわけでございますので、寄木の山のほうに避難する方も出てくるんだらうと思います。中学校側だけではなくてですね。ですから、その橋の考え方も、やはり今後の避難時の道路をよく考慮しながら考えていく必要があるのかなと、そう思っております。

それと、国道が前あった伊里前の市街地に戻ってくるというようなことで、そういうことを聞きますと、やはり伊里前の復興開発の鍵を握るのはこの道路かなと、そう確信しているわけでございます。にぎわいをつくるには、やはり道路が不可欠でございます。そして、その伊里前地区には、国道45号線、さらには三陸道、そしてまた鉄路の復旧を目指して今計画が進められているようなわけでございますがJRと、このような主要な交通路が並走する区間であります。並走する区間であるということは、集客しやすい環境にあるのかなと、そう思っております。そして、その開発に当たっては、民間が中心となると思っておりますが、行政もさらにもう一步も二歩も踏み込んで、まちづくりをサポートしていくといえますか、できれば先導してやっていただきたい。民間が開発していくには、やはりその予算というものがつきまとうわけでございますので、やはり行政がより強く寄り添って、一緒になって計画していく必要があろうかと思っておりますが、その辺はどう考えていますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 商店街の方々のご意向等いろいろお聞きをいたしてございますし、基本的には商店街の皆さん、高台で商店街を形成するのではなくて、やっぱり国道沿いで商店街形成をしたいという思いが大変強くございますので、そちらのほうで商店街形成をというふうな考え方で進めていこうかなというふうに思いますし、それから、今回新しい政権になりまして、グループ化補助の中にあつて、ここ一、二カ月、1カ月ぐらいですかね、根本復興



大臣、商店街の形成にもグループ化補助を活用する方向でということでお話ししておりますので、そういった財政的な支援ということも、商店街をつくっていく上で可能になってくるんだろうというふうに思います。その辺はもう少し制度等を含めて、いろいろ詳細をお聞きしながらバックアップをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 今、復興大臣の話が出ましたが、けさの新聞であります。中小企業の再建を支援するグループ化補助金の対象を商店街に拡大すると、これを示すというような報道がなされました。これは、これから開発していく上で好都合になるのかなというように捉えておりますので、ぜひそのような国の考え方を十二分に利用されるべきであろうと思います。

それから、今、伊里前市街地の開発、復旧に当たって、東北大学の先生方等々がメンバーとなりまして、あるいはまた地元の有志、商工会の方々もメンバーになりまして、いろいろな議論がなされているわけでございますが、商店街の復興に向けて、学生の中でその調査が行われました。その調査の結果であります、伊里前の1カ所集約案は、多少その問題点もありますが、ある一定の評価を得ております。先ほども言いましたように、主要の交通網があるとか、そして、いろいろな開発に向けての予想される問題に対してその計画がマッチしているというようなことで、評価をいただいているようでございます。そのようなことで、やはりその努力している方々の意見をもっともっと吸い上げてやっていく必要があると思っておりますが、この商店街が今気にしているのは、土地の整備です。多分買い上げも始まるんだろうと思っておりますが、例えば買い上げできる土地はいい。でも、個人によっては、自分で使うから売らないというようなことになると、虫食い状態といたしますか、そういう部分が出てくるんではないかと思っておりますが、そういうその部分を個人の財産の形成になるなんていうようなことも出てくるのかと思っておりますが、個人の分のかさ上げ、埋め立ては、どのような方向で考えておりますか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） かさ上げについては、いずれ町の土地だけかさ上げするわけにも当然いきませんし、そういった面的に一体的に活用できるような方策でやらなければならないのかなと思っております。

買い取りできるところ、できないところ、場所によってはございますが、いずれ防災集団移転事業の買い取りにつきましては、本来趣旨は、本人の意思による、買い取ってほしいという希望のもとで実際行われているものでございます。伊里前地区、詳細はちょっとわかりま

せんが、買い取り希望を出している方、53%ほどだったと思います。ただ、既に町の集団移転での買い取り以外にも、河川の区域に入るとか、そういった方もありますので、総体的にはもう少し多いのかなというふうには思います。

ただ、買い取りした以外の土地についても、虫食い状態になるということも確かにございますけれども、いずれそこをくぼ地にという状態でやりますと、ところどころそういった状態になりますので、いずれ方向性としては、面的に、一体的にかさ上げをしていくような形になろうかと思えます。ただそのやり方、手法とかにつきましては、今後の検討課題であるという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） そういう際に、これは国の事業が該当しないので、換地などというものは当てはまるんですか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほど町長のほうからもお話ししましたとおり、区画整理事業の区域、いわゆる都市計画区域ではない地域でございます。考え方は一般の漁村集落と同じような状況でございます。それがゆえに換地手法は使えないという状況ですので、集約的に使っていく、面的に、一体的に集約化するといった場合には、ある意味交換分合という、そういった方策も考えられるのかなというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 土地については、これからいろいろと議論、検討しながら、支障が出ないようにやっていただきたいと思うわけですが、土地はそういう形で整備すると。そういうことで土地ができて、それからその店舗が必要になってくるわけですが、この店舗について、先ほどは漁業施設を主張したのですが、今度は、町がこの店舗を整備して商店の皆さんにリースするというような考えもあるんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のご指摘の部分については、多分無理だろうというふうに思います。基本的には、商店街形成等を含めて、例えば組合をつくってもらうとか、あるいは加盟する方々でまちづくり会社とか、そういうのをつくっていただいて、そちらのほうでやるということは可能だと思いますが、基本的に町でつくるというのは、今回の制度上難しいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） ということは、補助を受ける母体をつくるということですね。いずれにしてもそういうことが可能であればそういう方向で進めて、これは同じです、漁業者と。負担がとにかく大きいわけでございますので、負担を軽減して、元気よくなるまでフォローしてくというのが町の役目であろうと思います。

今その補助金、実は商店街にもグループ化の補助金、それ以外の商店街でも申請が可能になってきたというような話も聞くわけでございます。それでその商店街整備の際に、国県で4分の3、残は4分の1と、この無利子の高度化資金貸付制度というのがあるわけでございますので、この辺を利用すれば初期の投資の負担というものは、相当軽減されるのかなと思っているわけでございますが、この高度化資金貸付制度の内容というものを……、ないんですか。ないの？岩手県にあって宮城県はないんですか。資料がないのね。わかりました。では、後でそれがあれば、そういうものを十分に活用して、初期投資の軽減を図り、そして、一日も早い復興を目指していただきたいと思っているわけでございますので、よろしくその辺はお願いしたいと思います。

次に、3点目であります。造船所であります。我が町には相当近隣には見られない中規模、沿岸漁船を建造するには、近隣にはない能力の高い造船所が2つあるわけでございます。これらは、北海道から関東以北までの沿岸で活躍する主に漁船を生み出しているわけございまして、その造船所が、工場あるいはその自宅、機械等々全て流されたことはご存じのとおりでございます。その後、いろいろな方面からの支援のもとに、漁業者に漁船を供給するため、自社の開発工場あるいは外部発注といたしますか、いろいろなところ日本中連絡をつけていただき、そして供給しているわけでございますが、この漁船、7割の復旧であるというようなことでございます。あと3割は今年度中に何とかなるんだろうというような状況になっているわけでございます。

その中で、今後は、この造船業界の中心的な仕事といたしますか、新規の建造が収束した後は、改造あるいは補修等と、こういう仕事を中心となることが予想されるわけでございます。このためには、現在の造船能力では、危険が伴うとともに効率が悪いというようなことが言われてきているわけでございます。そのためには、やはり震災前の万全な造船所の機能に早く戻す必要があるのではなかろうかと。これが漁業者から強く求められているわけでございます。それを戻すために、まずもってその土地あるいはその土地付近の整備はどうなっているのか、その辺を伺います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） お話しの造船所2カ所ですね。たまたま隣り合っておるのですけれども、その土地も流失してしまいましたので、その土地に関しましては、その方々が埋め立てて、それでその土地は復旧させて、その工場を再開しております。この工場を再開するに当たりましてはグループ化補助金を使っておりまして、問題は、そこに船を上架するためのレールとかも全て流されてしまいまして、湾内に土砂がたまっておったものですから、それらの撤去に関しましても、これは県のほうとやりとりしながら、何とかそこは撤去してレールを敷けるように、ほとんどは敷いたのですけれども、さらに年度内に敷くという、そういうような状況になっております。

今度はそこに入ってくる道路の関係ですね。これも防潮堤の関係がございますので、防潮堤を越えてくる際に、今後は大きなトレーラーで来る可能性があります。そういうことがあるものですから、県のほうとその辺の調整もいたしまして、工場に入ってこられる道路に関しましては、トレーラーが入ることができるような道路で対応するという、そこまではいっております。まだ、具体的な道路等の工事は終わっておりませんが、状況としてはそういうような状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この両造船所に入るといいますか、従来侵入していた道路は、町になっていると聞いているんですが、そこに間違いはありませんか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 途中から臨港道路というか、漁港に行く道路なものですから、これは県の道路です。ですから、町道だけではございません。2カ所の造船所のうちの南側のほうの工場に入るところは町道だったんですけれども、今回それらは全部埋めてしまいますので、防潮堤を越えて入っていくさっき申しました幅の道路をつくれるぐらいの道路構想にしてほしいということで県のほうと協議は進めております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） そうすると道路については、震災前の道路ではなく、新たに県と協議をしていく、そういうことで理解していいんですか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 実は、防潮堤も県のほうでやりますし、それから、あの付近一帯が漁港区域に入っておりまして、個人の土地も介在しておるのですけれども、漁港区域と

ということで、それから、志津川漁港の修復に関しましても、従前のように原形復旧だけではなくて、その辺のところをもう少し使い勝手のいいような形にしようということで協議を進めておるところで、まだすっかり固まったわけではございませんけれども、とりあえず造船場に入るための道路に関しましては、防潮堤の関係がありますのでそういうような形にしてほしいという、そういうような協議を調整中でございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 震災でいろいろと埋まった分あるいは掘れた分、それから決壊した分、いろいろあるようでございますが、埋まった分はしゅんせつしてもらったと。それで、掘れた分については個人で埋め立てをしたと。これはなぜ個人で埋め立てをしなければならなかったのかといいますと、県のほうも当初いろいろと策を試行錯誤したのかどうか、漁港の岸壁のかさ上げの延長でその辺も整備するというような説明もしたようですが、その後、それはなされなかったと。それで、いつまでも待ってられないので個人でやったんだと。それで、両方でやって埋め立て分として1,600万ぐらいかかっているんだと。ここは、県のほうで占有料というのが発生しているわけでございます。占有料が発生すれば、やはりそれなりに整備をして、そして対応するべきなのかなと、そう思います。どうですか、その辺。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 言われるように、県が管理する漁港区域なものですから、その区域の中にある個人の土地に関しても、それは制度上はできないわけではないんだそうなんです。なものですから、私どものほうも中に入りながら、これをどうにかできないかということで何度もやりとりいたしました。まず、途中での段階は、漁港の修復は原形復旧だということだったのです。まず1つがですね。それとあわせて、今議員がおっしゃいましたように、造船業のほうも、いつときも待ったなしの状態にしなければならなかったこともありまして、それから、グループ化補助金を使つての補助申請もするというようなものですから、その土地の復旧に関してはできるだけ早くやりたいと、そういうような内容でございまして、今言われました漁港区域の占有に関しましては、その土地はあくまでも個人のものであって、占有の部分は海に入っているレールの部分が占有ということなものですから、その部分に関しましては、県のほうでもそこにたまっていた土砂とかを、漁港のしゅんせつとは別なんですけれども、そこは何とか取り除きながらならしてくれたというそういうような状態で何とか決着しました。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

- 2番（高橋兼次君） 占有部分ね、海は干満の差がありますよ。この境はどこなんですか。
- 議長（後藤清喜君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（佐藤 通君） 土地の境に関しましては、彼岸の日の満潮時の、そこが海と陸との境ということで、これは彼岸の日の満潮の状態です。そこが陸と海の境ということです。
- 議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。
- 2番（高橋兼次君） 年2回の彼岸の、相当最高磯が引くところが境だとは聞いているんですが、満潮ですか。干潮ではありませんか。
- 議長（後藤清喜君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（佐藤 通君） これは、今その資料を持っておりませんが、満潮で間違いないと思います。
- 議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。
- 2番（高橋兼次君） そうですか。資料がなくて、間違いないというのであれば、それでよろしいのですが、レールと敷く部分と、専門家に言わせると車路だと言っているのですが、その車路はまだ、完全にそれを工事できるような、海底が平らでないわけですよ。まだやっぱり掘られているところもあるんですよ。ですから、その辺あたりの整備も県のほうに働きかけて、造船の建造工事が長引かないような方法でやっていただきたいなど。県のほうに再三呼びかけて、早くその整備をするようにやってもらいたいと思います。
- なぜ、そう早く急がなければならないのかということ、一部出たようですが、工場のグループ化補助金を受ける期限、これが1つと。それから、今仮設工場がある前をかさ上げ工事が始まるわけです。あの部分でかさ上げ工事が始まると、船をつくるのに相当支障が出てくると。支障が出てきて建造がおくれると、今度は発注者の補助事業の期限が切れてくると。そういう期限切れの連鎖反応みたいなものが出てくるということが懸念されているんですよ。それで早く本筋に戻したいと、そういう焦りが出てきたんです。その辺の考え方という、その辺の解消策はありませんか。
- 議長（後藤清喜君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（佐藤 通君） 民間の造船所のことなものですから、あんまり詳しくは申しませんが、復旧するための補助事業採択は23年度に採択されていまして、今後一時的に需要は高まるのでしょうけれども、その後は、プラスチック船なものですから、恐らく落ちつくだろうと。そうなった場合に、私どものほうも差し出がましかったのですが、だったら後は車路も共同で使うような形ではどうなんですかというような話までしたんですけれ

ども、最終的にはそこはそれぞれの経営体なものですから、別々にするという、そういうような内容に落ちついたようではございますけれども、さっき言われました車路、いわゆるレールを敷くところですね。そこのほうがまだでこぼこだとは言われますけれども、1つの事業体のほうはある程度敷きまして、何とかこれでなりましたと。本来であればもっと先のほうまで掘ってほしかったんですけれども、今度は逆に掘った土砂の置き場所がない。その土砂をその工場に入れていいかということまで来たんですけれども、それはなかなか難しいということで、片方の事業体のほうでレールを入れてみましたらば、それで何とかなりそうだと。もう一方のほうも、隣り合っているものですから、そちらも調べましたらば、その時点ではレールは敷ける状態だということなものですから、それで何とかやれるということで。それから、どうしても造船場となりますと、海の近く、もちろん海の近くじゃないとできない話でして、余り今度はその工場が高くなれば、今度はレールも長く出さなければならないということなものですから、今やっている土地を復旧したあの高さで今後とも事業を続けるという、そういうような意向のようでございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 今言いました、とにかく補助金の期限が切れるという、そういう部分の対策というか考え方は、どうなんでしょう。仕事がおくれることによって、その補助金の期限が切れてくるというような。先々月にもそういうような状況がありましたが、そのときは何とか間に合わせたようでございますが、今後そういう状況が起きた場合に、対策というか、それをクリアするような方法というのは、どんな方法がありますかね。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 内情ですけれども、被災してまだ操業できない状態のときには、いわゆるその造船場で抱えておられた従業員の方々、特に技術を持っている船大工さんとかを、比較的被災していない知り合いの造船場だとか、そちらのほうに行ってもらって、そちらのほうの船をつくるための手伝いをしてもらったというそういう経緯がありますが、そちらのほうに派遣していた造船場のほうも仕事が多くなって、なかなかこちらから派遣した従業員を帰してもらえないというような、そういうようなこともあるようでして、こちらの事業主のほうもかなりその辺は苦慮しているようです。今言われましたように、自分のところの工場の再生だけではなくて、受注した船の期限もあるものですから、その辺のところはかなり焦っておられるようではございますけれども、その対応策といっても、それはなかなか私のほうでこうすればいいというのは、簡単には言えるものではございませんので。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 大変難しい話だろうと思いますが、私が言ったのは、人の手でないんですよ。工場を早く震災前の状態に戻さないと仕事がおくれると言っているんです。人がいないためにおくれると言っているのではないんですよ。そのための整備を県に働きかけて、早く整備して、早く震災前の機能に戻してやって、期限切れに遭わないようにしていただきたいということです。人でなくて。そういうことですので。

それから、防潮堤の話が出たわけですが、この防潮堤は、現在の防潮堤から大分北側といいますか、そちら側に整備されるというような話も聞いているのですが、現在残っている防潮堤の残骸とか、そういうものはどうなんですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 残っております残骸につきましては、防潮堤の復旧に合わせて撤去する予定になっております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 現場を見ますと、大分、邪魔という、今までお世話になっていて邪魔という何かちょっと失礼ですけれども、整備していく上には大分邪魔になってきているのではないのかなと、そう感じております。できるだけ早く、全てにおいて早くやらないと期限切れに遭いますので、やっていただきたいなど。

それで、防潮堤が8.7でできるんだろうと思いますが、先ほどこれからの取り付け道路の部分で若干説明があったのですが、やはり造船場内には、最盛期のときですと恐らく数百名というような人の出入りがあるろうと思います。従業員を初め、あるいは工事関係者、あるいはそれに付随する方々。そういうときに、緊急事態が発生した場合に、その避難路が必要かなと。その避難路を防潮堤にどう結んでいくのかなと。結ぶべきじゃないのかなと。あるいはあの辺は市場等々も付近にあるわけですので、この辺あたりこそ避難塔なる避難施設ですか、そういうものの設置も考えるべきではなかろうかなと思いますが、その辺はどうでしょう。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これから、その辺についてはいろいろ検討せざるを得ないだろうというふうに思っています。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） ぜひ検討していただきたい。



これまでいろいろなことで何回も検討すると、そういう回答であります。検討というのは、考えますから時間を下さいというようなことであろうと私は理解しているんです。ですから、検討は答えでありませんので、答えが出ましたら、こっちから聞くのではなくて、やはり報告すべきではなかろうかなと、私はそう思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 検討して、それはやる場合もあるし、やらない場合もありますし、そういったことについてはご報告させていただきます。ご提言いただいて検討するというのは、全てやるということではございませんので、そこはひとつご理解いただきたい。ただ、基本的には、当町の復興計画、第一義に抱けているのは逃げるということではございませんので、そこは基本として考えていきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 今答弁もらったんだけど、やるやらないはいいんです。ただ、検討すると言うなら、検討結果は、やるでもいいし、やらないでもいいから、これを言うべきではなかろうかということを行っているんです。そういうことですから、お願いしますよ。

いろいろと言ってきましたが、いずれにしろ復興に向けて、この造船場を、基幹産業を後押しする大事なところであることは間違いございませんので、全てが町民のためでございますので、大変難しいところもあろうかと思いますが、全力で当たっていただいて、そして、早く復旧・復興をなし遂げていただきたいと思いますので、その辺を言いまして質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 以上で、高橋兼次君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時30分といたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時30分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告5番、山内昇一君。質問件名、慈恵園の再建に行政の指導と助成支援で早期実現は。以上1件について、一問一答方式による山内昇一君の登壇、発言を許します。5番山内昇一君。

〔5番 山内昇一君 登壇〕

○5番（山内昇一君） 5番は、議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をいたします。

質問方式は一問一答方式で、質問の相手は町長でございます。

質問事項。慈恵園の再建に行政の指導と助成支援で早期実現はでございます。

質問の要旨。東日本大震災で特別養護老人ホームが被災し、町民より望まれている再建が大きな課題である。やむなく被災地から離れ、やっとう入谷地区に候補地の協力が得られ、今後、用地整備・設計段階に進むようであります。本町の復興事業とあわせ早期再建に行政の指導、各支援策は重要と思うが伺う。

以上1点でございます。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 山内昇一議員のご質問、慈恵園の再建に係る行政の指導及び助成の支援についてお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、現在の慈恵園の施設整備に対する財政支援は、開設当初に施設整備のための借入額を助成することといたしまして、その金額は7,000万円でありまして、これを20年間で助成をしてきているところであります。

さて、被災後の慈恵園の再建につきましては、町及び法人双方で施設整備の方法の検討を幾度なく重ねてまいりました。先日、社会福祉法人旭浦会理事長等の来訪の際に、旭浦会が事業主体となって国の補助を受け、災害復旧事業として再建する旨の説明を受けております。町としても早期の再建に期待をいたしているところであります。

来訪の際の説明では、設計、建設等の予算規模や施設の開設の時期等の具体的な内容やスケジュールは提示はされませんでした。しかし、災害復旧事業の着手が平成25年中であること、施設の規模を拡充したいこと、開設時期については、早くても平成26年10月以降になることなどの情報をいただいております。これらの情報は、いずれも口頭での内容であり、書面での協議や申請を受けたものではありません。したがって、現在策定をしております第5期介護保険事業計画には、慈恵園再建後のサービス料は反映はされておられません。今後は、災害復旧事業計画の内容や施設の規模などの具体的な事業量、今後の財政支援や他の介護保険施設整備の助成支援の状況等を総合的に勘案し、法人側からの求めに応じた具体的な事務指導を行うとともに、支援の方法等について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） どうもご答弁ありがとうございます。

私が、昨年になりますけれど10月ごろですか、10月17日ですか、夜、入谷の公民館で、入谷

地区民の方々が大勢、地域住民が参加しての説明会がありました。その折に、私も慈恵園の経緯ということでお話を承ってまいりました。慈恵園側からは、現高橋理事長さんを初め、そのほかの理事と、また評議員さんが来られまして、挨拶やらいろいろな説明があったわけでございます。

活動経過の話から、平成6年の設立ということで、町内の有志が寄附金を出し合って社会福祉法人旭浦会を結成したと言っております。旧志津川中学校跡地を町より買い受けまして老人ホームを立ち上げたもので、これまで町内には老人ホームはなく、不便解消を目的に地域密着型といいますか、地域貢献をしようということで同志8名が当時経営に参画し、開始されたと聞いております。ことしで19年目になっているわけです。初代理事長さんは、ご承知のとおり大雄寺の小島さんが初代だったそうです。2代目は阿部小児科医さんですか、現在は高橋理事長さんがやっておるわけでございます。当時、小島理事長さんが慈恵園という名を命名して、慈しむといいますか、そして恵という言葉を用いて、名づけ、命名したそうです。当時、経営内容は非常に順調だったそうです。しかし、一昨年、東日本大震災に遭遇したために、壊滅的な被害を受け、事業を中止せざるを得なかったと。発災以来、特養施設の復旧を望む声があり、考えを結集して、今回、国の災害復旧補助事業の6分の5、そういったものを導入し、平成25年、本年度までの締め切りだそうですので、それに合わせて導入するといった話でございました。

町に対しても、先ほど町長さんとお話ししましたが、過去のことは私も余り詳しいことはわかりませんが、用地確保等のお願いをしてきたということをお話ししているようでございます。しかし、既存の施設では、いわゆる給水施設も破壊され、また、さらに新しい用地取得には町の復興事業が急務でございまして、平成25年度までには手が回らない、無理であるといったお話だったというような内容でございました。どうしてもこの25年度の時期までに建設しないと、数億円規模の巨額な費用が出るということもありまして、独自に適地を探していたようでございます。津波の安全な入谷地区ということを考えて、しかし、農振地でやっぱりこれも国の縛りがございまして、それでもやっと何カ所かのうち3名の用地協力者が出まして、候補地のめどがついたということでございました。そこで、特養老人ホーム事業再開に当たりまして、入谷地区民の方々に理解と協力を得るといったようなことで説明会を開いたということのようでもございました。予定では、ことし平成25年度後半まで設計とかそういったことをし、また、その後は着工できれば、先ほど町長さんとお話ししましたように26年オープンの見込みが可能になるのではないかなということのようです。本年1年だけになったことも

ありまして、基本計画は早急に実行して、いわゆる福祉施設の復旧・復興、それをなし遂げたいといったことで、以上が大きな内容のようなことでございました。そういったことで今回、いろいろお話を伺いたいなということでご提案をしたわけでございます。

私考えるに、まず、基本計画の事業を見ますと、約50人の就労者といいますか、雇用がそこに発生するわけでございます。現在は、仮設とか、あるいはみなし仮設で他市町にお世話になっている方がおりますが、今後、復旧・復興が進めば、高台移転も当然ふえてくるでしょうし、そういった折に、若い人たちの定住対策に、仕事を少しでもここに雇用の場として供給できるのではないかなと、そういったことでありますし、入所者数が70人と聞いております。前よりも小さいということでございますが、100人規模になると、また、計画も違ってくるわけでございますし、さらに敷地、用地部分も1億以上になりますと開発行為といったことで、これもまたかなり厳しいルールがあるわけでございますので、そういったことで70人規模ということのようでございます。その中で、今回、入所が70人でも、いわゆる食材の供給がそこになされるわけでございます。幸い、入谷地区の農産物を初め、南三陸町は海の幸が豊富でございますので、そういった新鮮な魚介類、安全安心な魚介類の供給源になっている。そういったことで、安全安心な食材が提供でき、入所者の健康管理にも非常に幸いなことではないかなと思います。

さらに、建物の構造が木造の平屋建てと聞いております。そういったことで、これは登米市等も木造が多いと聞いておりますが、南三陸材、言うまでもなくブランド材ですばらしい木材でございますので、こういったものの活用、林業振興につながるのではないかなと思いました。特に、中に入っている高齢者の方々の健康管理は万全を期すべきことでございますが、シックハウス症候群といいますか、そういったことも防止できるのではないかなといったこともあわせ持ちまして、いいことづくめといいますか、私の考える範囲ではメリットがかなり多いのではないかなということでございます。

それよりも何よりも、この入谷地区だけではなく、南三陸町にこういった福祉施設が多くなれば、地元の方の利用促進、さらに利便性も高まっていくのではないかなと。

こういったときに町としてこういった福祉事業の支援といいますか、あるいは行政指導といいますか、そういったことがどのような考えで行われているのだろうかといったことを今回お聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 慈恵園におきましては、これまで約20年近くですが、大変当町の高齢者

福祉にご貢献をいただいたということで大変感謝を申し上げてございまして、過日、高橋理事長初め理事の皆さん方総勢で町のほうにおいでをいただきまして、再度スタートしたいというふうなお話をいただきましたので、町としても、それは大変ありがたいということで、町としてのできる限りの支援はさせていただくと、そういう趣旨のお話はさせていただきました。

先ほどもお話しさせていただきましたように、内容の詳細については、まだ我々のほうにお話しただいてございませぬので、これからいろいろ計画を立てて、それから進んでいくんだらうというふうに思いますが、いずれこれから具体的に方向性が決まってくれば、我々としても、先ほど申しましたように支援はしっかりしていきたいというふうに考えてございませぬ。

ただ、問題は、施設があればいいということだけではなくて、当然これは介護保険料に翻ってまいりますので、その辺はしっかり我々も見きわめながらやっていきたいというふうに思っています。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ご答弁では、いろいろ私の非常に疑問としているところを、町長、お話ししていただきましたが、そのほかに、今回被災して新しいところに移るわけでございませぬ。そういった折に、いわゆる用地の問題が発生してきたわけでございませぬ。先ほど前段でお話ししましたが、前ですと志津川中学校の跡地利用といったことで、無償で町からお借りしたわけだと思っておりますが、今回新規に用地を求めるとなると、そこにはいろいろと建物以外の資金が、あるいは財政的な負担が出てきます。そういった折、先ほど言いました国の補助事業を導入するにつけても、6分の5という数字の中には、そういった建物以外の資金とか備品あるいは附属施設、そういったものが補助事業の対象になっていないといったことを聞いております。そうしますと、先ほどお話しした補助率が非常に下がってくるというのか、負担率が多くなってくるというのを聞いております。

当初、20年間債務負担行為ですか、そういったことで町のほうからお世話いただきまして補助を受けたといったことも先ほど町長お話ししましたが、そういったことを今回またお願いするということではなく、土地の取得というのは、町有地でございませぬので、民有地でございませぬので、それを借り上げるということによりまして、地主に対する土地代といひませぬか、そういったことの費用がかさんでくるわけですね。そういったことをできるだけ初期投資を少なくすることによって、再スタートするに当たってスムーズなスタートができるような、そういった配慮ということについては、町として何かお考えがございませぬか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども言いましたように、具体的な要請はございませんので、これから多分計画を煮詰めながら、町に対してどういう要請をするのかということについて、いろいろ法人のほうでも検討していくんだらうというふうに思います。

この間おいでになった際に、ふるさと融資制度等々を含めて、そういう制度もございますのでどうぞお使いくださいというお話をさせていただきました。土地については賃貸ということでございますので、今後これからいろいろ検討させていただきますが、賃貸料の一部とか、それを支援をするとか、そういうふうな方向で考えていくのも1つかなというふうに考えてございます。

いずれ繰り返しますが、具体的な要請はまだ全くございませんので、これから改めてその辺は法人と詰めたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 私もお話聞いた段階では、余り詳細なことは聞いておりませんし、今現在、設計に入ったかどうか、予定としては今ころのようなお話だったのですが、なかなかお会いしようと思って行ったのですが、お電話でも留守だったりしていなかった部分が多くて、そのうちになかなかお会いできることも1回ぐらいのような感じで、その中でのお話ですから、大分食い違いもあると思いますが、土地は、昔は畑というか、今はまだ畑なのですが、その畑は、道路よりもかなり下がっているわけです。そこを埋め立てあるいはどれだけの高さになりますか、少し道路よりも盛り上げるといった工事が必要になってくる。さらに転圧とか、そういったことも含めて施設工事がかなりかかる。かなりかかるというか、数字的にまだ出ていませんからそういった表現になるのですが、何千万単位になるのか、その辺の工事もありますし、さらに土地は協力いただきましたが、建物を建てれば宅地の課税になるのではないかなど。そうなれば、協力者に対して負担が大きくなる可能性があるといったことも心配していたようでございます。その辺はそういうふうになるのかどうか、私も余りはっきりわかりませんが、その辺についてもご説明お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 後段の部分については、税務担当課長から答弁させますが、盛り土の関係なのですが、ちょうど多分山内議員、篤とご承知だと思いますが、2段になっていまして、片側を切って片側に埋めるということでもまず1つだと思います。それから、もしそれでかさ上げ分の土が足りない場合には、例えば災害公営住宅の残土をそちらのほうに持っていけば、

ある意味経費等も、我々もそうですが、そちらも助かるのかなというふうな思いがござい  
ますので、いずれいろいろご相談あった際には、我々としてもいろいろ適宜法人の後押しをし  
ていきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 後段の税金の関係だと思うんですけれども、予定地が農地とい  
うようなことから、そこに建物が建ちまして、永続的な運営がされるということになります  
と、当然現況の形での課税ということになります。ただ、公益性のある運営ということと、  
反面、土地の賃貸料を所有者が契約に基づいて賃料をいただいているわけですので、その辺  
に関しては実態に即した課税額ということになろうかと思えます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 今課長がお話したこと、半分しかわからないような感じなのですが、  
結局あれですか、課税額は高くなるんですかね。そういったことの回答でござい  
ますが、せ  
っかく協力したにもかかわらず、そういったことで負担を協力者にかけるというのは、経営  
する側にとっても心苦しいところがあるのかなといったような感じです。

それで、土地所有者にしては3人ほどなんです、今は貸すと、借地というような話のよう  
ですが、これが一度建物を建てれば何十年と、もちろん他には使われないものになるはずで  
すので、この辺、町として公共用地として買い上げるような、そういう考えはないのかどう  
か、その辺。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町として公共用地としてということで買い上げるということはありません  
というふうに思います。

先ほど土地をお貸しになった方が、そういったことで税金が上がるということでのご心配だ  
と思えますが、基本的に物の考え方なんです、賃料というのは、当然そういうふうに固定  
資産税が上がるということを想定した上でお互いの賃料で契約をします、ある意味そう  
いった迷惑というのが土地をお貸しになった方にかかるということは、基本的にはないもの  
だろうというふうに私は思っております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 先ほどからお話ししていますように、これから初期の段階ですので、土  
地の取得に係る経費から、さらに経営がスタートするまでにいろいろな面で資金の面はかか  
ってくるわけです。さらにもっと懸念されるのは、これから例えば工事が発注とか入札とか

になってきますと、何か今ごろになって、そのほかの復旧事業もかち合うために、資材の高騰とか、あるいは人件費、人夫賃とかそういったものももろもろ上がってくる。さらには、消費税の値上げ等もうわさされる中で、その前にできれば幾らかでも節減にはなると思いますが、そういったことが懸念されるわけでございます。

今、町が大きくまちづくりと申しますか、復旧事業、復興事業になって、いろいろ高台移転が進んでいる中に、またこういった施設整備の助成といったことは大変大きな問題だと思えますが、やはり近年平均寿命が延びております。そういった中で、少子高齢化と申しますか、高齢者の方も南三陸町にとってはかなりふえてくるのかなと。そういった中で、これから向こう5年、10年と申しますと、情報によりますと高齢者率が高くなってピークに達するのではないかなといったようなことでございます。その辺の詳しいことは私わかりませんのでお聞きしますが、そういったことで南三陸町の高齢者で、待機高齢者のことがわかりましたらお願いします。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 高齢化率について申し上げたいと思います。

先日、全員協議会の際に高齢者福祉計画でちょっと説明をさせていただきましたが、現在のところ約3割弱と、29%ぐらいというようなことになっております。今待機というようなご質問でございますので、そういう施設等に入れなくて待機をしている方がどのくらいいるのかというようなことでございますが、今合わせますと60名ほどいらっしゃいます。その方々ダブりで入っている分がありますので、それよりは若干減ると思いますが、今のところ60名ほどが待機の状態でいるというようなことでございます。

○議長（後藤清喜君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

---

午後1時06分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） それでは、午前中に引き続きまして、また同じことになりませうかどうか、よろしく申し上げます。

先ほど平均寿命が延びて、全国的なものです。少子高齢化の中で高齢化率が高くなるという



お話をしました。そういった中で、本町の高齢化率、それから福祉施設の待機者数をお伺いしました。課長がお話しした中では、大した人数ではないなと思ったのですが、それでもこの数は今後ふえるのかどうか、ちょっと疑問なわけでございます。統計によりますと、2025年に最大ピークを迎えるのではないかというような情報があります。今後、高齢化率が一番高くなる年度だと思いますが、この辺、町としてはどのようなふうに見ているのか、お伺いします。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 高齢化率に関しましては、前回の高齢者の介護計画、それから高齢者福祉計画でも話をさせていただきましたが、今後、団塊の世代の方が高齢者のほうに算入されてくるというようなことで、高齢化率は間違いなく高くなるだろうというようなことは想定しております。実際にそれがどういう形で影響するのかということまでになりますとなかなか難しい面がありまして、5期、6期程度までは、5期が今後2年間、6期が今後3年間というようなことでございますので、5年間程度はある意味高齢化率の推移というような形では想定はしてありますが、それ以上先のことになると、なかなか難しい面があるということでございます。現在のところ、間違いなく高齢化率は高くなるだろうという想定はしております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ありがとうございます。そういった中で、入所待機者といいますか、そういった方が当町としてもふえてくるのではないかと。しかし、今国のほうでも在宅のほうを勧めるようなことで、なかなか許可にならないというふうな情報もあるようなんですが、今後、その前の段階として、今現在は高齢化率が伸びていると、団塊の世代の方が多くなってくるというような話は私も聞いております。そういった中で、町としてはそういう対策というものは、これでこの福祉施設というものは十分かどうか、その辺のことをお尋ねします。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今回、後段で介護保険料等の改正というようなことで提案させていただいておりますが、現実には、介護施設そのもの、いわゆるサービスに対しての保険料というようなことになりますので、サービスが充実をすればその分保険料にはね返るといようなことは、これは仕方のないところだと思います。実際に今のところ、被災後にデイサービスとか、あるいはショートステイというような部分が極端に減少いたしました。それについては、被災をしたというようなことが一番大きな現状なのですが、それに対しまして

施設経営の介護施設、例えば老健でございますとか特養でございますとか、そういった部分につきましては、従来より本町の基準は参酌基準というのがありまして、それに比較をいたしますと、1.5倍程度というようなことを想定しておりました。ですから、通常の標準より施設系のサービスが1.5倍程度あったというようなことでございます。ですから、施設の分が多くなりますと、その分介護保険料にはね返りますので、施設のサービスについてはもう十分かなというふうに考えております。

今後は、介護予防等にデイサービスでありますとかショート、そちらのほうにシフトをしていって、最終的には、できれば在宅で、なるべく介護認定にならない方をふやすと、そういった施策が必要になってくるのかなというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） まさにそうだと思います。そういった中で、今回の福祉施設の整備というものは、正直最後という言葉はおかしいのですが、この町にとっては十分かなと思います。そうした中で、介護保険料が高騰してくることはかなり町民に負担がかかってきますし、そういったことを考えると、在宅のほうにシフトしていかざるを得ないのかなといったことも考えております。ここは結構です。

次に、雨水とか汚水、そういったものの処理というものは、下水に接続されていませんので合併浄化槽になると思いますが、そういったことはこの施設整備をする場合、町としての助成みたいなものはあるんでしょうか。その辺お尋ねしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 浄化槽の補助ということですが、ダブル補助でなければ、町のほうで補助は出します。ほかの施設の補助をもらって建てないということであれば、浄化槽の補助はそのまま出せる格好になります。ただ、規定がうちのほうで今やっているのは50人槽までですけども、低炭素型であればそれ以上ということでも認めていますから、それは大丈夫かと思います。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 今回、先ほどもお話ししましたように6分の5の国庫補助ですか、そういったものをもし可能であればそれを導入するという設計なそうですが、実際問題、先ほども何度もお話ししましたように、建物本体にはもちろん補助は来ますが、いわゆるその附属といえますか、そういったものについては、付帯事業については補助は多分ないと思いますが、その中で今上下水道事業所長が言いました合併浄化槽というのは受けられるわけなんで

すか。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 多分、その施設整備の中に浄化槽の補助も含まれているのかなと思います。そうなれば、町からの補助はございません。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 行ったり来たりで申しわけございません。福祉避難所という考え方もあると思いますが、そういったことについては本町ではどのようにお考えですか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今回、東日本大震災によりまして、福祉避難所というようなことで町内何カ所か指定をさせていただきました。今回指定させていただいたのは、歌津のデイサービス、それから柳津の柳風園というようなところの2カ所、福祉避難所というようなことで指定をさせていただきましたが、それ以外のところは指定しないのかというようなことでございますが、結局そこは避難所になっていたり、実際にそこに入っている方がいらっしやったりというようなことでございまして、受けるのは難しいというようなお話でございました。もちろんそういった避難所というような立場も、事前にそういった形で協議をさせていただくと、そういう場は設定させていただきたいと思いますが、実際の介護事業者としての運営というようなことがございますので、それ以外に避難所を指定するというようなことは、やはり事前にそちらの事業所さんとよく詰めないとは決定はできないというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） いろいろお尋ねしました。先ほど町長お話ししたとおり、まだしっかり申請していないというような形の中で、私のほうが先行したような形で、いろいろわからない点ばかりでございました。しかし、やはりこういう施設も町の復旧・復興とあわせて整備していくのが、この町の真の復興につながるものと私は思います。そういった意味では、今回提案しましたこの慈恵園の支援対策ということの中では、ぜひ町としてもしっかりと考えてもらいたいなと思います。

計画がまだ町に示されていないという形の中では、これ以上なかなか私も話をすることができませんが、後日多分そういったことで申請とか、正式なことが行われるのであろうと思いますので、一番忙しい平成25年度の事業最盛期にこれから突入するわけですが、そういった町の復興とあわせて、ぜひ先ほどからお話しするとおり、もともとこの慈恵園というのは、

チリ地震津波のときは大丈夫だった高台だったのですが、今回の大震災によりまして被災したといった事情があるわけでございます。そういった意味におきまして、今後とも町の復興の中にぜひ組み入れ、あるいは支援して行政指導もやってもらいたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で、山内昇一君の一般質問を終わります。

通告6番、大瀧りう子君。質問件名、1、灯油購入に助成を。2、ごみの資源化への取り組みを。3、男女共同参画事業の取り組みを。以上3件について、一問一答方式による大瀧りう子君の登壇、発言を許します。10番大瀧りう子君。

〔10番 大瀧りう子君 登壇〕

○10番（大瀧りう子君） 10番は、議長の許可を得ましたので、一般質問3点を申し上げます。

まず、登壇から、灯油購入に助成をということであります。12月下旬から続いている厳寒によって、各家庭の灯油消費量がふえています。当町では、店頭価格は2月現在1リッター95円で、昨年から3円の値上げになっています。生協の店頭価格でも1リッター90円の高騰で、18リッター配達価格1,800円を超えるのではないかと担当者が危惧しているところでもあります。ガソリンの高騰は毎日変化していますし、電気料金の値上げも予定されています。各家庭に占める燃料費は、食料に次ぐ生命線であります。平成20年に行ったときと同じように、町の福祉灯油助成が必要と考えますが伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、大瀧りう子議員の質問の1件目でございますが、灯油購入に助成をということについてお答えをさせていただきたいと思っております。

ご質問にもありましたとおり、この冬の寒さは大変厳しいものがございます。数値的に見ますと、平年をやや下回っているといったぐあいの数値のようではあります。荒涼とした被災跡地を吹く風は、私たちにとって一層厳しく感じられるのかもしれないというふうに思っております。

そうした中、このところの円安傾向と原油価格の高騰によりまして、灯油やガソリン等の石油製品はじわじわと値上がりが続けておりまして、灯油については、前年同期比との比較において約13%、価格にしますと1リッター当たり12円程度の価格が上がっているようであります。過去を振り返りますと、5年前の平成20年に起きました天井知らずとまで言われた原油高騰でございました。この際には、産業用等も含めた燃油対策が国として講じられ、その一環として福祉灯油を低所得世帯に支給した経緯がございます。議員ご指摘のとおり、燃油

価格の上昇は、住民の生活にとって好ましいものではありませんが、福祉灯油を行った当時は、灯油価格が一時18リッター当たり1,800円を超えまして、ピーク時には2,400円を超えるという驚異的なものでありました。もちろん現在においても生活を営む上で負担になることに変わりはありませんが、町といたしましては、仮設住宅等において、火災の危険性を考慮いたしまして電気やガスといったエネルギーを主体として生活されている住民の方などのことを考慮した場合、現時点において灯油購入のみを対象として助成を行うということは、難しいものと考えております。

なお、灯油を含めエネルギー需給につきましては、国策としての対応が求められるものと考えておりますので、今後の価格動向に注視をしながら、灯油も含め燃油の高騰に対し、しっかりとした対策が行われるように国や県に訴えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） まさに原油、石油製品の高騰が今じわじわとあります。輸入原油の高騰の理由は、円安が進行しているからと私は思っております。輸入製品の高騰は、小麦の価格にもはね返っておりまして、早速私たちの食卓にも大きな影響が及ぼされております。円安、株価の高騰はデフレ脱却と安部総理は声高らかに言っていますが、私たち庶民には、年金の引き下げ、賃金は上がらず、諸物価の高騰でますます財布のひもが固く、デフレ脱却に一番効果のある個人消費は落ち込むばかりで、デフレ脱却にはならないと考えています。庶民の暮らしはますます厳しく、被災を受けた町民にとっては、厳しいこの冬でございます。町長は、この灯油価格の高騰をどのように捉えて、今後の見通しはどのようになっていくか、その辺をお聞かせ願います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話しありましたように、円安が続くということになりますと、輸入製品全般にわたって高騰していくということは避けられないというふうに認識をいたしておりますが、この後、円安がどこまで円安に振れていくのかということについては、私ではなかなか理解といたしますか、読めないというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 先ほど町長がおっしゃいましたように、20年のときのピーク、非常に高い灯油価格でありました。国も本当にこれを見過ごせないということで助成の対象になって、当町でもなったわけですが、その辺の見通しというか、私はそういう状況になった場合には、本当に国を動かす前に、町として町民の健康を守るということでやるべきではないか

など思っております。

先ほど町長、仮設の住民の中では電気とガスで対応してもらっているということでしたが、仮設に入っている方全部ではないと思うのですが、電気代が高くて、その都度、本当に電気を小まめに消したり、コンセントを抜いたりしてやっているんだけど、それでも電気代が高いと、そういうことを訴えられております。苦肉の策というか、灯油のヒーターを使っている家庭も多いと聞いております。

平成20年2月に福祉灯油が助成されたわけですが、そのときの世帯、また人数と現在の人数はどのようになっているか、お聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 当時福祉灯油の助成事業の担当、これは経済状況に勘案した事業ということで、企画課で担当させていただきまして、ちょうど私担当しておりましたものですから、詳しくご説明申し上げたいと思います。

当時の事業期間は、平成20年2月1日から3月31日までの2カ月間でございました。町がちょうど5,000円分の福祉灯油助成券を、1,000円の5枚つづりでございましたけれども、それを交付いたしまして、それで使用期間も3月31日までということでございました。対象者につきましては、基本的には住民税非課税世帯、そのうち、非課税ですから均等割も所得割もかからない世帯でございますけれども、その非課税世帯のうち、まず世帯員の全てが65歳以上である世帯。次に、18歳未満の子を養育する母子、父子世帯及び児童扶養手当の受給世帯。3番目には、障害者世帯及び障害者が同居している世帯。障害者手帳の受給者という形になりますけれども、基本的にはこの3つの区分けで対象者を絞りまして交付いたしました。最終的には、県の補助金は100万円という定額でございましたので、当時事業費で全部で350万かかりましたので、持ち出しは250万でございましたけれども、助成世帯、全部で658世帯に支給してございました。対象者はもう少しいたんですけれども、受給を断った方もおいでになりましたので、その詳細については、全て書類が流失してしまっておりますので、決算書上での確認ということでございます。繰り返しますが、658世帯に交付いたしました。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今課長のおっしゃるとおりです。私もこれ持っているのですが、これを見ながら言っているわけなのですが、そうしますと、今先ほど仮設に入っている方が大半で、世帯数を見るとどうなのかなと私疑問に思ったのでこういう質問をしているのですが、今650世帯、平成20年のときはね。そうすると、現在もしこれをこの基準で支給するとすると、ど

れぐらいの人数、世帯になるか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 先ほど企画課長が申しあげました助成の対象という形で、参考までに現在の数字を拾わせていただきました。

まず1点目の生活保護の世帯が40世帯。それから、世帯員の全てが65歳以上の高齢世帯、ここが655ございます。それから、母子、父子、児童扶養手当等に該当する世帯が174。それから、障害世帯が300。合わせまして1,169世帯となっております。今、町の世帯数が4,600ぐらいですので、比率にしますと24%が、前回の福祉灯油と同じ制度で該当させるとなると24%ぐらいの世帯であろうと。

ただ、当時650世帯ぐらいだったのですが、当時の倍近くにはなっているんですけども、ここの数字の拾い方としては、幾つか重複する世帯があります。例えば、高齢世帯であってかつ障害世帯ということになりますと、それは1世帯というような数え方になりますし、それから、今の非課税の部分は、平成23年度所得で見た非課税ということになりますから、震災の年の所得ということになりますので、圧倒的に非課税の方が多いということになります。今、24年度の所得がどうなのかということをお知らせをしております。申告の作業が終わって春に所得が確定しないと実際の数字というのは出てまいりませんが、けさほど保健福祉課長とも話をしたのですが、1,169が最終的にはやはり700世帯ぐらいまで落ちるのではないかとということですので、震災前と余り大きく変わらない対象世帯数になるのではないかとこの見方しております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今、詳しく23年度の所得によつての分析というか、そういうことでお話しありました。ふえているのは確實だと私は思います。非常に仮設の中で不自由しながら生活していて、本当に皆さんの生活している実態を見ますと、先ほど言いましたように、本当にどんなことをしても電気代を1万円以下にしたいとかと、そういう目標を持ちながら頑張っている世帯もありまして、本当に厳しいものだなと思っております。

今、報告ありましたように、私は確實にこの対象世帯はふえていると思っております。そして、先ほど、最終的には700世帯ぐらいになるんじゃないかとおっしゃっていましたが、私はもうちょっとふえるのかなと、そんなふうを考えております。

先ほどの答弁ですと町長は、福祉灯油、できないと、やらないと、そういう方向で先ほど聞いたのですが、福祉灯油のとき、平成20年の11月には、農業のハウス栽培や漁業の方たち

を対象として助成しているわけですね。そういう厳しいことがあったのですが、そういうことも含めても対象というか、助成ができないかどうか、その辺もう一度お聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 灯油に関しては、ある意味季節限定の使用でございますので、皆さん大変な思いをしているのは理解はしてございますが、しかしながら、3月、4月となってまいります。4月になりますと、だんだん灯油も使わなくなってくる時期です。むしろそれより、私は生活のほうに直接響いてくるのは、ガスと今値上げ申請で審議をされておりますが電気料金が11.4%値上げ申請というのが出てございますので、そちらのほうは、むしろどちらかといえば季節関係なく、年がら年中お使いになるわけですので、そちらのほうがある意味私とすれば生活の中で大変厳しい影響が及ぶのかなと、そんなふうな感じでございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと、町長、私は今灯油のことでずっと問題視しているのですが、もちろん電気代ももう本当に11.4%と申請して、どうなるかということで今やっているようですけれども、この電気料金、これは東北電力がやるわけでありまして、町としての助成はどうかということになるかどうかわからないのですが、その辺の考え方、町長今言いましたように、大変厳しくなるんじゃないかということで、どういうふうに考えておりますか。そういう助成対象になると思っていますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 全てのエネルギーに、町として単独でそれをご支援をするということについては、先ほど来お話ししていますように大変難しいというふうに思います。そういった値上げというのは、私どもの町の町民だけではなくて、被災地の自治体全てそれにかかってまいりますので、これは町ではなくて国やあるいは県と、そういう形の中でお願いせざるを得ないだろうというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 灯油は限定だと、そういうことで今町長の答弁でしたけれども、いずれ本当にエネルギー問題は今後大きな問題として出てくるのではないかなと私は思っております。今回、本当に暖房もつけずに我慢している高齢者を見たときに、燃料は食料に次ぐ生命線であると、先ほど言いましたように感じておりますもので、私はこの低所得者に対する助成は必要でないかと、そう思っております。ぜひもう一度検討してほしいなと思っております。



次にいきます。2番目に、ごみの資源化への取り組みをということで伺います。

地球温暖化の原因と思われる昨今異常気象によって、世界規模での災害が起こっております。ごみの資源化は、CO<sub>2</sub>の発生を抑制し、町の経済に大きく貢献となると思います。資源循環型まちづくりを進めるべきと考えますが、その辺の取り組みを伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、ご質問の2件目でございますが、ごみの資源化への取り組みについてお答えをさせていただきたいと思っております。

議員お見込みのとおり、私もごみのリサイクルは地球温暖化の原因となる二酸化炭素の削減に大きく寄与するものというふうに認識はいたしてございます。当町では、総合計画の環境と調和したまちづくりの中で、資源循環型のまちづくりを共同により推進することをうたっております。これまでもごみのリサイクルを推進するために、平成10年から分別収集を開始いたしました。それまでの、主に燃やして処理をする施策からごみの減量、リサイクルへの方針を転換いたしました。それに伴い、燃えるごみ、燃えないごみの2分別から、現在は、紙、缶、瓶等の16種類での分別収集を町民の皆様のご協力をいただきながら実施をしているところでございます。また、生ごみにつきましては、削減と資源化を促進すべく、補助制度を創設をいたしまして、生ごみ処理機の普及に努めているところでございます。

ごみの減量は、二酸化炭素の発生を抑制することはもちろんであります。大切な資源である鉄や紙、ビニールなどの原料である油等の限りのある大切な資源をできるだけ多く後世に残すことにもつながり、今この時代に住んでいる私たちの使命だというふうに思っております。

これまで循環型社会を推進するために、広報や小学生等を対象とした施設見学、レジ袋の削減協定や出前講座によるごみの発生を抑制するリデュース、再生をするリユース、再生利用するリサイクルのいわゆる3R啓蒙活動を実施してまいりました。今後さらに望まれるのは、地域での循環型社会の構築です。例えば、生ごみを堆肥化しても、その使い道がなければ循環が成立しないため、またごみに戻ってしまいます。今、民間業者が、当地をステージに国の事業によりまして廃棄物の資源循環の可能性について調査を行っているところであります。これらの結果等を参考にしながら、ごみの減量化を推進し、リサイクル等環境負荷の少ない生活スタイルの確立に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解と、そしてあわせてご協力をお願いを申し上げたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今町長おっしゃいましたように、1995年6月には、容器包装リサイクル法が制定されて、2005年には、さらに家電製品のリサイクル法ができました。本町においても、平成20年度を初年度とする5カ年の分別収集計画がされ、そして、現在に至っております。5カ年の分別収集の計画。そうしますと、今年度はこの見直しが必要だと私は思っているのですが、その辺の見直し方針をどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 廃棄物の収集計画となりますけれども、これにつきましては、町の環境基本計画であったり、あるいは一般廃棄物の処理計画、そういった計画に基づいて進めておりますけれども、この震災直前に環境基本計画のほうも策定をしていると。それから、一般廃棄物の処理計画につきましても、見直しの時期が来ておったところへのこの震災ということでございまして、今後の復興計画に合わせた中で、町の世帯数の動向、そういったものを勘案しながら見直しを図っていく予定ではおりますけれども、今現在、その辺がまだ確定していない部分が多くありますので、実際に形が、ある程度数字が確定した段階で、改めてそういった計画の見直しを図ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 見直しの時期だったけど、災害によって、今世帯数を実際見ながら今後やると、そういう今答弁でしたね。実は私、これ前にも取り上げたことがあるのですが、ぜひもう一步踏み出すような、いわゆるモデル地区をつくって、そして始めたらいんじゃないかという提案したことがあるんですよ。しかし、なかなか行政はそういう一步を踏み出すというところまでいかなかったのですが、もう少し、人数を把握してではなくて、もっと具体的に積極的にやる必要があるのではないかなと私は思っております。

実は今回、先ほど町長もおっしゃいましたように、民間企業が私たちの旭ヶ丘をモデル地区として、12月4日から2月1日までごみの分別事業を再開したわけですよ。参加したのは、旭ヶ丘行政区の中で86世帯、約50%の世帯が参加したわけでありまして。私も実際行って見ました。大変有効でありました。本当にこれはお勧めしたいと思います。というのは、生ごみと容器包装プラスチックと、それから普通ごみの3点に分別したのですが、普通ごみの量はもう大幅に減りました。そして、この容器包装プラスチックですか、これはごみのうちの約7割を占めているんですよ。7割以上ですね。8割ぐらいになるかな。ちょっと正確にはわからないのですが。ほとんどのものがプラです。そして、全部マークがついていますので、何にもめんどくさいことはないんですよ。そのプラマークのついているものを1つにまとめ

て、それを出せばいいだけであって、手も汚れませんし。あとは生ごみですね。生ごみの多さ、重さ、これにもびっくりしました。これは町長もいつも言っているのですが、ごみは重さによって値段が決まってくるというか、そういうことを言っていますよね、加算されると。そういうことで、この生ごみを減らしただけでも、かなりの町の負担は減るのではないかなと、私はそう思いました。

この2つの分別を行っただけでも、先ほど言いましたように町の負担は少なくなると。そして、さらにCO<sub>2</sub>の削減につながっていくのではないかと、そう思っております。

それで、参加した人たち、最終的には私もちょうどその会議には出られなかったのですが、いろいろアンケートをとって、いろいろな話を聞きますと、大変それに参加した人たちはよかったと、もっと続けてほしいと、そういう要望が出されました。その実施した業者からいろいろ報告がされていると思うのですが、その報告はどういう状態だったのでしょうか。その報告をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 旭ヶ丘の実証実験と申しますか、民間業者にやっていただきまして、私も申し込んだのですが、事情がありましてやれなかったのですが、地域の方々にもお話を私もお聞きしました。今大瀧議員おっしゃったように、大変いいなというお話もいただきましたし、また、業者の方にもお話を聞きする機会がございましたけれども、地域の皆さんの協力が非常によかったということで、これは効果は随分あるというふうなお話をいただいております。詳細は課長から答弁させますが、今お話しありましたように、ごみ全体の約3分の1を生ごみが占めております。先ほどお話しありましたように、ごみは重さで処理をしてもらいますので、生ごみが減れば、その分処理料もずっと減るということになりますので、とにかく生ごみをいかに減らすかということが、こういった問題についての一番重要な問題だろうというふうに思います。

今後、検証の結果等々出てまいりますので、それを踏まえて、これから町としてどう展開するかということを含めて検討していきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） ただいまの実証事業の件ですけれども、これは先ほど町長の1回目の答弁にもありましたが、環境省の事業ということで、旭ヶ丘の皆さんには本当にご協力ありがとうございました。この事業の中で、各地域の代表の方であるとか、産業団体の代表の方にメンバーに入っていていただいて協議会を開催しております。その協議会、既に2回開

催しておりますけれども、その中でいろいろ地域の方々のご意見であったり、そういった内容を報告いただいております、それをさらに今後に生かすべく協議会の中でいろいろ検討を進めているところでございます。

この生ごみとプラスチック、これについての分別を今回お願いして行ったわけですが、確かに今燃えるごみとして処理をしております中に占める割合が非常に大きくて、この2つを資源化するという事は、非常に効果的なことでありまして、今後、町が本当に喫緊に取り組んでまいりたいと考えているのもその部分でございます。

ただし、仮に今回この実験で生ごみについてはバイオガスを発生させ、さらにはメタン発酵をして液肥、要するに肥料をそこで生産をしてそれを利活用していく、そういう形をとっておりますが、これにつきましては、町内の農家の方々のご協力をいただきながら実験を進めておりました。

ただ、これを事業化あるいは町として今後取り組んでいくに当たりましては、このごみの資源となった部分をいかに需要につなげていくか。要するに需要と供給のバランスをいかに検討していくのかと。そういった受け皿がないまま資源をどんどんつくったとしても、結果的にまたごみに戻ってしまうと。そういったこともございますので、この実証事業は今年度いっぱい終わるわけですが、今後の課題としましては、いかに町内でのそういった資源の需要を開拓していくか。それによって地域での資源循環が成立すると、そのように考えておりますので、今すぐになかなか事業を進めるというのは難しい部分もあると思いますけれども、今後町としてもこのごみの分別、これらについてはさらに推進をしていくという考えがございますので、その際にはそれぞれの地域の方々のご協力を得ながら、ご意見を伺いながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） なかなか私がさっき申しましたように、一步踏み出すという、その計画を早くつくって一步踏み出すという姿勢が見えないなと思って今また聞いていました。

いろいろさっき言いましたように、事業として需要と供給ということで、再三とれるかとれないかという問題も含めて考えているんだと思うんですけど、一番最初に申し上げましたように、地球温暖化の防止と災害についての抑止というか、そういうものを目標にするなら、このごみの分別、これを急いでしなければならないのではないかなと私は思っております。

それで生ごみ、本当に資源として今使っておりますが、その中のプラについての、これはここでやるわけではないですよ。業者に渡すわけですよ。ですから、とりあえずこれだけ

でも急いでやったほうがいいのではないのかなと私は思ったので、その計画がいつできて、いつからそれを実施できますか。その辺の具体的なところを、計画できるまで待てやではなくて、そういうことも含めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、課長もお話ししましたように、これは循環しないと意味がないんですよ。基本的に今回旭ヶ丘さんでやっていただいたのは、ある意味入り口の戦略です。基本的にはそういった入り口の戦略の次に液肥とかをつくって、今度は出口の戦略を練らなければならないんですが、基本的に当町で、それほどの液肥等を含めて使う場所がないんですよ。現時点として。私、福岡のほうにそういった循環型社会を非常に目指している地域があって、そこに行ったのですが、そこは非常に液肥もすごい大きい施設をつくってやっているのですが、周りが広大な農地なんですよ。幾らつくってもつくってもつくりたてないくらいにそういった液肥を使う場所があるんです。ところが、当町には残念ながらそれが無いということです。例えば町1つで自己完結をするのか、あるいはそうでなくて、隣の登米市のほうにお使いいただくのか、そういうことを考えて、循環をとにかくするという、そういうサイクルをつくらないと、さっきから繰り返しますが、入り口戦略だけではどうにもならないんですよ。そこをやっぱり考えなければならないというふうに思っています。

あとは課長から。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 廃プラスチックの関係でございますけれども、このプラスチックにつきましては、これまで町内で皆さんにご協力にいたしております資源物としての回収を行っている品目、先ほど申し上げましたけれども、それらにつきましては、既に容器包装リサイクル協会等の中でそれぞれの処理業者と契約を行って、既にリサイクルのルートが確立されております。ただ、この廃プラスチックにつきましては、今のところそういったルートがございませんで、今後、分別をして資源化を進める上では、その廃プラスチックをどのように資源に活用していくのか、そこから検討していかなくてはならないと。

実際に今回の実験の中でもその資源、どのような資源になるのかということで、実際研究もしておりますし、現場のほうを視察もしております。具体的に言いますと、RPFという固形燃料なんですけれども、これはペレットを大きくしたような、要するにそういったプラスチックであるとかそういうものを破碎して、それを固めて燃料化するもの、そういった資源の活用が1つございます。それから、あとはセメントの材料、セメント工場で資源化できると。

そういったいろいろな活用方法はあるわけですが、そのうち当町にとってどういう資源化が一番適合しているのか、そういったところもこれからさらに検討を加えてまいりたいと。

それから、液肥についても、今言ったようにある程度実際の流通の経路のめどが立たないと製造のほうの検討もなかなか進まないということもございまして、あくまでも全体的な資源循環を捉えた中での検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 入り口と出口で、出口がなかなか固まっていないので難しいんじゃないかという話もされますけれども、この南三陸町一町では、私も堆肥の問題なんかも含めて難しいと思いますよ。だから、これは本当にいろいろな幅広い、一町ではなくて、登米市なんかはいっぱい使うと思うんですけども、そういうものを含めて一町ではなくて広域的にやる必要があると思っております。

それから、今、廃プラスチックのリサイクル問題、これは業者が今決まっていないということでしょうか。今トレーとか、そういうものはありますよね。しかし、この容器包装プラスチックというのは、お菓子が入っている袋とか、そういうものなんですけど、それはできないんですか。それはまた別な業者ということなのではないでしょうか。それをもう一度確認したいと思います。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） ペットボトルであるとか、トレーであるとか、そういった限定されたもの、原材料が限定されたものについては、それぞれのリサイクルの処理業者が決まっております。ただ、一口に廃プラスチック、リサイクルマークがついたビニール袋であったり、さまざまなものがあるわけでございますけれども、それをなかなか一括して処理をするという、そういうルートがまだ今のところ確立はされていないということで、これは国内にそういった業者がないというわけではなくて、現にそういう廃プラスチックのほうの回収もやっている自治体もございますので、そういったところも参考にしながら。ただ、うちのほうとしては、今この実証実験の中で、地域内で循環させる方法がないかどうか、そこについて模索をしておりますので、その辺を今重点的に検討しているというところでございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） この旭ヶ丘で一緒にやった方たちは、いずれ町でもこういうことをしなくちゃいけないんだから、町でももうするでしょうと、そういう意識でやっているんですよ。

だから、町でそれに対応しないと何だと、そういうふうなことになるかなと私なんかは思いながら聞いております。

今回のモデル地区での実践は、地区民にとっては本当に自信になりました。本当に町でいつやっても自分たちはもうできますよと、そういう自信になりました。それから、ごみからの資源の取り組み、この大切さを、私だけでなく地区民の方たちは実感したようであります。

今いろいろのお話がありましたけれども、これはできることから容器プラ、それこそ本当に簡単なところから業者を見つけて、ぜひこれすぐにでもやってほしいなと思いますので、急いで検討してほしいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 今回、ご協力をいただきました旭ヶ丘行政区の皆さんのアンケート等を私も見せていただいております。非常に今回の実験に対して、皆さん積極的で、しかもいろいろな効果があったということで、非常に町としても心強く感じておるところでございます。今後、廃棄物行政を進めるに当たりましても、町民の皆様方が同じようにご協力をいただけるものと、そういったふうにも思っております。

今後、廃棄物の処理につきましては、そういった町民の皆様方のご意見等を真摯に受けとめながら進めてまいりたいと思いますけれども、今現在、廃棄物の収集の体制、町内の業者に委託して回収等を行っておりますけれども、そういった回収体制の見直しとか、あるいは分別の品目が多くなればなるほど、そういった体制の見直し強化も図っていかなくてはならない。いろいろな関連する部分がございます。ただいずれにしても、町の計画の中でそういった資源循環型社会、ごみの減量化、資源化の推進ということを全面に出して、これからの目標としておりますので、なるべく早い時期にそういった研究を進めまして、これからの復興に合わせた中で新しいエコタウンを目指す、そういったところとの関連がございますので、町の廃棄物行政については改めて見直しを進めてまいりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 1点だけ確認したいのですが、その計画は、いつをめどにというか、いつを目標にして計画が出てくるのか、その辺だけ確認させていただきます。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 今現在でいつという明確な期日の指定までは考えておりませんが、いろいろこのような実証実験等あるいはそのほかにも研究を進めてまいりますけれども、少なくともこの町の復興計画に合わせた中で、そう遠くない時期には計画のほうを、

今現在計画がないわけではございませんので、その見直しを図りながら、先ほども申し上げましたけれども、新しい町の構成に合わせた形で、より現実的なもので計画を策定したいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ぜひ早目に計画を立てて、皆さんが本当にやる気まんまんで待機していますので、ぜひ町のためにもそういう点でいいと思いますので、やってほしいなと思っております。

次に移ります。3番目、男女共同参画事業の取り組みをということで3番目に移らせていただきます。

平成23年の震災前に、男女共同参画推進計画が提示されました。その後、災害によって、震災によって計画実施は中断されています。今後、その積極的な取り組みが必要と思いますが、その辺を伺います。

○議長（後藤清喜君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後2時03分 休憩

---

午後2時20分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番議員に対する答弁を求めます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、ご質問の3件目でございますが、男女共同参画事業の取り組みについてお答えをさせていただきたいと思っております。

大瀧議員ご承知のとおり、本町では、他の過疎地域と同様に、少子高齢化によります生産人口の減少が将来的な自治体経営の大きな不安材料として震災前から問題視されておりました。その原因といたしましては、地域経済全体の衰退はもちろんのことですが、個別因子といたしまして、晩婚化や未婚者の増加、多様な生活スタイルが選択できるようになったことなどが主な要因と考えられまして、性別よる固定的な役割分担意識や社会の慣行、慣習等の見直しを行うことで、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、一人一人の個性と能力を発揮できる男女共同参画型社会の実現が求められておりました。

これに伴いまして、平成22年6月から民間人を登用した策定委員会を開催いたしまして、国の男女共同参画社会基本計画及び県の宮城県男女共同参画基本計画との整合性を図りながら、



町民対象の意識調査結果を踏まえ、南三陸町男女共同参画推進計画の素案を作成し、平成23年度から具体的に各種事業と連携した情報提供や民間企業を含む地域社会全体での推進体制整備等を図ることとしておりました。

しかしながら、震災によりまして、家庭環境、雇用状況、または地域社会の枠組みといった部分が以前とは大きく変化をしてしまい、平成28年度までの各種計画に沿った事業の実施は困難な状況とならざるを得ませんでした。

一方、こうした状況下でありながら、全国から来町した各種支援団体との交流を通し、さまざまなノウハウを学ぶことで、家庭や地域の理解と協力のもと、被災弱者を支え、町内外に町の魅力や話題を発信し続けるなど、多種多様な住民主体の活動が持続的に行われており、特に女性の方々によりますホスピタリティあふれる積極的な取り組みは、復興の基本理念に掲げる、「自然・人・なりわいが紡ぐ、安らぎと賑わいのあるまち」への創造的復興の象徴として、将来に向けて女性の社会参加機会の拡大のつながる礎になるものと大いに期待をいたしている次第でございます。

今後町といたしましては、復旧・復興まちづくりの進捗状況に合わせて、広く町民の皆様からご意見を頂戴し、地域コミュニティーの維持、再構築に前向きな努力をしている女性の主体的活動を支援することで、男女共同参画社会の実現に向けて、子供から高齢者まで男女がともに生き生きと安全安心に暮らせる地域社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 私がこの問題を取り上げたのは、今回で5回目になります。平成19年の一般質問で、やっこの男女共同参画推進計画の中に含まれる予算が組まれたのを覚えております。今、町長がおっしゃいましたように、町民から7名の方が委員として、この「同じ空のもとに」ということでこの冊子がつくられて皆さんに配布されたと思います。残念なことに、この企画の中心になっておりました企画課長や委員の中からも、今回の津波で犠牲になられた方がおります。残念でありますし、心から哀悼の意を表したいと思います。

さて、私はこの間、男女共同条例を制定すべきだと提案してまいりましたが、その都度町長は消極的でありました。その考えは今も変わらないのか、その理由は何か、それを伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 消極的ではないということで平成23年に計画を策定したというふうに思

ってございます。決して消極的ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 何回か取り上げたときに、条例をつくるべきだと私は思って提案しているのですが、それはなかなか消極的で、本当に条例まではいかなかったと。その都度いろいろ説明がありましたけれども、答弁がありましたけれども、そういうことなので、私は基本となる条例は必要だと思っております。条例は活動の基本になりますし、そして、皆さんの意識改革にもなっていきます。そういう点で提案しているわけであります。

男女共同基本法が制定されてから13年になります。残念ながら、2012年10月に世界経済フォーラムの発表によりますと、日本は135カ国中101位であります。主要8カ国、G8では最下位の状態になっております。女性の地位向上は少しも改善されていないと認識しております。

今回の災害後に、今町長がおっしゃいましたように、非常に町としては女性が大変大活躍していると、私もその認識はあります。しかし、宮城県共同参画社会推進課の調査報告というのを私は読ませていただきました。これがそうなんです、これはこの町だけではなくて、この災害後の宮城県全体のことが書かれております。その中で、仮設住宅での夫からのDVがふえたと。それから、アルコール依存症がふえたと。報告の中の一部なんです、そういうことで報告書に書いてあります。女性、そして高齢者、そして障害者の置かれている立場は、まだまだ弱いものと思っております。

現在、女性労働者の2人に1人は非正規雇用で、賃金は、非正規を含めて男性の53%とも言われています。女性が自立して生活ができないということがここからもわかります。1人目の子の妊娠、出産で、7割が退職していると言われます。大変女性にとって働きにくい環境になっているのが事実であります。女性の能力を生かす環境になっていないということですが、ことし4月の政府の調査によりますと、男女共同参画計画ができていているのは、町村段階では12.3%にしかになっておりません。ですから、女性の審議会委員とか管理職に登用されている女性の数は、大変おくれております。本町での審議委員とか管理職職員は、現在何人になっておりますか。そして、どこに所属しているかお聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 職員数、24年4月1日現在で、プロパーは病院の医療職を除いて199人ですけど、そのうち男性が105、女性が94ということで55対45ぐらいでしょうか、そういった比率です。それから、管理職は24人ですが、そのうち5名は女性でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） その管理職5名というのは、どこに所属しておりますか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 支所の町民福祉課長、それから地域包括センター所長、それから、3保育所の所長でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと、いわゆる私たちから言わせると一般事業事務課、そういうところには女性の課長、それから係長、係長までかな。そういう人たちはいないんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 全て一般行政職でございますので、そういう区分はございません。全て一般行政職の組織の中での5名でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） いいです。その程度かなと私も思います。前に聞いたときは、病院の看護師長たちが管理職だということで答弁があったのですが、今回はそれが入っていない。それが私はちょっと救われたかなと思っております。看護師長はいますよ。だけど、それも1つの管理職としてカウントされていて、ほかのところにそういう人たちがいないということは、大変残念だなと私は思っております。

先ほど私途中で別なほうに切りかえましたけど、町長、この条例ができない理由、条例をつくる気持ちはありませんか。再度質問します。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、職員の割合等のご質問ございました。たった今総務課長からお話しさせていただきました。こちらから拝見しますと、議員の皆さん方も女性1人という、6.6%しかいないという、もう少し議員の方々も女性の方々いらっしゃると、我々も答弁に張り合いがあるので、ことし秋口には選挙がございますので、どうぞ女性の方々にたくさん立候補していただいて、この席上においでをいただければというふうに思っております。

ということで、余談はさておきまして、条例ということでございます。私、先ほど消極的じゃないかというお話いただきましたけど、基本的に男女共同参画社会とかそういったいろいろな計画をつくるに当たりまして、先進事例といいますか、各自治体がやっておりました。そういった計画をつくって、じゃあ具体的にどういうふうな動きをするのかというのが、広がり非常に欠けてございました。先進事例というもの。そういう中で、果たしてそういった

計画だけつくって、あるいは条例だけつくってということ、本来の本当の意味での男女共同参画社会を目指すというそういうのとはちょっと違うのかなという思い、何ていうのですか、しっかりと受け入れられない部分がありましたので、多分そういう答弁が消極的だなというふうな受けとめ方をいただいたんだというふうに思いますが、ただ、先ほどもお話ししましたように、この震災で、本当に各避難所あるいは今の仮設住宅の集会所等々で、女性の方々が圧倒的なパワーを発揮しているということ、多分、大瀧議員もいろいろな場所をごらんになってそう思ったと思いますが、いろいろなグッズをつくったりとか、お土産品をつくったりとか、その主体となっているのは全てと言っても過言でないほどに女性の方々が主役になってございます。これがまさしく男女共同参画の社会なんだろうなと、そういう認識を私はいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 確かにそのとおりであります。非常に女性の力、パワー、私もこの震災後、大分感じております。

条例をつくっても具体化がなかなか進んでいかないと、そういう今町長の答弁でしたけれども、これはせっかくこういう推進計画ができて、震災によってこれが中断しているのですが、具体的にどういうことを今からやっていきたいのか、いくのか、その辺をお聞きしたいなと思います。これは企画課長でしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 男女共同参画社会の形成といいますと、やはり基本的にはハード事業の振興というわけではございませんで、基本的にはこの計画も理念型の計画になってございますので、そういった住民に対する啓蒙とか、あとは企業に対する啓蒙、基本的にそういった形で、ものづくりというよりは意識づけの事業をいろいろ加えていかなければいけないんだろうなというふうには考えてございます。したがって、一応計画の中には入っているのですけれども、ホームページとか広報紙等を通じて、そういう意識改革を逐次行っていく、そういった地道な積み重ねをまずもってやっていく必要があるかと思えます。とりあえず計画はできてございますけれども、あとはこれにどうやって、骨はできていますから肉づけをしていくのかというのが大切だと思いますので、その辺を重点的にこれから検討して進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今後どういうものが具体的に出てくるかというのを、楽しみに待って

います。

本当にこの意識改革をすることが、この男女共同参画社会を目指す大きな目標になると思います。具体的に出てくるのを楽しみにしております。

昨年10月17日に放映されました「クローズアップ現代」で、「女性が日本を救う」というタイトルで、女性の能力に光を当てることがGDPを4%引き上げることになるということが放映されておりました。確かに今震災後の女性の働き、これは本当にまさに大きなパワーになっておりますし、これは本町でも実態としてあらわれているんじゃないかなと私は思っております。

いずれにしても、「みんなと同じ空のもとで」というこの理念に基づいて、男女が平等な世界観を構築していくことが大切であると私は思っております。

それで、今企画課長が具体的に今からやっていくと、そういうふうなことなんですが、私が一番思うのは、男性も女性も含めて啓蒙活動だと思っています。それには、やっぱり常日ごろ、皆さんに勉強の場を与えたり、いろいろな講演会をやったり、そういうことを積み重ねていくことが大切ではないかと私は思っておりますので、その辺も含めてぜひ具体性を持って進めてほしいなと思いますが、もう一度その辺をお聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 計画全体を進めていくためには、やはり全庁的な取り組みが必要だというふうに考えてございます。

先ほど大瀧議員の質問の内容でも、DVの対策とかいろいろございましたけれども、そういった事業は当然保健福祉課のほうで窓口にならなければいけないですし、啓蒙全般に関しては当課で担当するといったこととございますので、基本的にはこの計画をベースに全庁を挙げて取り組んでいくという形になろうかと思えます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ぜひ、私女性一人なので、この問題は私しかできないと思いますので何回も取り上げているんです。ぜひこの町から、本当に住みよいまちだと、そういうことを発信していくためにも、女性の能力に光を当てながら、本当にそういうことをやってほしいと、そう思っております。

○議長（後藤清喜君） 以上で、大瀧りう子君の一般質問を終わります。

通告7番、菅原辰雄君。質問件名、1、町づくりについて。2、教育環境について。以上2件について、一問一答方式による菅原辰雄君の登壇、発言を許します。8番菅原辰雄君。

〔8番 菅原辰雄君 登壇〕

○8番(菅原辰雄君) 8番菅原辰雄は、議長の許可を得たので一般質問を行います。

町づくりについてを町長に伺います。

平成23年3月11日の東日本大地震、大津波の被害から、間もなく丸2年がたちます。3月11日を境に、多くの人々の生活、人生そのものが大きく変わりました。私たちの住む南三陸町も、何もかも変わってしまいました。そのような中でも生きている私たちは、この現実を直視し、前へ進むしかないのであります。朝に夕に見る旧市街地は、瓦れきは撤去され、今は一部の基礎部分や工場の残骸等が現存しており、いまだ映画の1シーンを見ているかのような思いに駆られることもたびたびであります。新井田川河口付近から八幡川河口付近までは、いまなお津波の威力と地盤沈下を改めて認識させられるところでもあります。

そのような中で、先日、職住分離、住まいは安全な高台とした災害公営住宅、防災集団高台移転団地の着工式も行われ、復興へ確かで大きな一歩を踏み出しました。しかし、ここまでの道のりの長かったこと。しかしながら、まだまだこれからさまざま時を要するものでもあります。

さて、職住分離、住まいは安全な高台へとして、平地に広がっていた旧志津川市街地は、大きく3分割されるのを含め、町内20地区28団地が新しく形成されるものであります。これは全く新しいまちづくりであり、住宅はもちろん、全てが新築されるものであります。住まいに関しては、従来から地元産木材を使用、地元職人による在来工法で建築などや脱原発も含め太陽光、風力発電や木質バイオマスエネルギー導入などの再生可能エネルギーなどなど、さらに家並み、自然や景観に配慮したまちづくりなどの提言、提案がなされてまいりました。50年後、100年後の後世に誇れる新しいまちづくりへの具体的な考えを伺うものであります。

○議長(後藤清喜君) 佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) それでは、菅原辰雄議員の1件目のご質問でございます、町づくりについてお答えをさせていただきたいと思えます。

一昨年12月に策定をいたしました南三陸町震災復興計画では、安心して暮らし続けられるまちづくりの目標のもとに、津波が来ても安全な場所に住むという考えを津波対策の大きな柱として、高台に新たに宅地を造成し、より安全で安心して暮らせる居住地の確保を推進すべく、防災集団移転促進事業を初めとする復興事業に取り組んでまいりました。議員ご承知のとおり、先月26日には、藤浜地区において、防災集団移転団地の造成工事に係る着工式を行うなど、いよいよ町民の皆様が目に見える形での復興事業が動き始めました。新年度はこう

した被災者の皆様の住まいの確保の動きをさらに加速させるべく、全力を尽くす所存であります。

高台における新たな居住地の形成に当たり、震災復興計画では地域コミュニティのきずなへの配慮やなりわいの場所からのアクセス確保などの一定の留意事項を整理するとともに、エコタウンへの挑戦として、自然環境と調和した住環境整備や再生可能エネルギーの導入促進などを計画し、これまで町の施策として災害公営住宅や戸建て住宅における地域産材の利用拡大や太陽光発電等の再生可能エネルギー導入など、新しい時代のまちづくりに向けた事業に取り組んできたところであります。

一方、個々の住宅の再建は、町民の皆様の職業やライフスタイルなど、それぞれのご意向によるものですが、高台の造成地において新しいまちづくりを進めるに当たり、自然環境や景観保全のため、ルールあるいはみんなでそこで暮らしていくための最低限のマナーなど一定のまちづくりルールは必要として、まちづくり協議会と住民が中心となってルールづくりに取り組む動きがあり、大変好ましいこととして関心を持って見守っております。町としては、まちづくりルールは、その地に実際に住まれる皆様方の意見を最大限尊重してつくられるべきものであり、今後も引き続きまちづくり協議会や自治会と連携をしながら、各地区における新しいまちづくりにふさわしいルールづくりを積極的に支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 今るるご説明をいただきました。先ほど申しましたように、新しい土地に新しいまちづくりをするわけでございます。自然景観、いろいろなことで対応していくということでございます。

そのような中で、私今も申し上げましたように、新しい住宅を建てるに当たり、地元産木材の利活用、そういうことで提言、これは私のみではなくて他の議員の諸君も話しております。23年9月議会に、私は公営住宅建設には地域産材の活用ということで質問をさせていただきました。地域産材活用については、地元の人々の雇用とか産業にかなりのいい影響があるということでも申し述べました。その折、町長も、これはいいことだからということで、町長答弁では地元産材の使用は産業への波及効果も大きいと。地元職人による在来工法、建設の環境づくりも必要であるという答弁をいただいておりますが、具体的にそういう動きをしてきたのか、それとも、今後そういう体制づくりとかそういう組織づくりみたいなものやっけていく考えがあるかどうか伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分ご承知だと思いますが、災害公営住宅の建設に当たりましては、戸建ての部分につきましては、森林組合さんとか、それは製材所さん、建築士会とか含めて、そういった方々に組織をつくってもらいまして、そちらのほうで建設をするという段取りをとっておりますので、そこは当然地場産材を多く活用して建てていただきたいとお話しておりますし、それから、制度面におきまして、5割以上の地場産材を使った場合については補助制度があるということで、平成25年度の予算につきましては、およそ約15件分として750万円計上しているということでございますので、ある意味地場産材を使うように誘導を我々としては考えております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 町長今おっしゃったことは私も存じております。とりあえず災害公営住宅、入谷と名足分は当然でしょうけれどもそういうふうにして、あと8カ所ですか、あるのはそういうふうなことで利活用していくとは思いますが、今後恐らく2,000戸ぐらいの住宅が建つんであると思います。個人のあれも含めてね。そういうときに、やっぱりもっと地元産材活用ということで、これはあくまでも個人の資金と個人の責任でやるものですから、町であんまり深く立ち入ったことはできないのは重々承知ですが、先ほど申しましたように、地元産材活用は産業の振興とか雇用拡大とか、さまざまな面で波及効果が大きいという観点から、もうちょっとそのような形で、災害公営住宅は当然ですが、個人の住宅に関してもそういう組織づくりとか、いかがなものでしょうか。

ちなみに言いますれば、例えばこういう時期ですから、いろいろなことでハウスメーカー等も来ていると思うんです。ハウスメーカー、新聞折り込みでチラシを入れたり、あるいは買い物ついでに行ってハウスメーカーの展示場へ行って夢を語りながら見ている方も多々あるかと思いますが、それはそれとして、それに負けないような体制というか、まず役場のほうにこういう新築だといったらこういう工法がありますよ、ぜひということでのような組織づくりも必要だと思うんですけど、町長いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 組織づくり、それは業界の方々にその辺の考え方等を含めましてお聞きすることは可能でございます。ただ、問題は、ご案内のとおり住宅建設が一気に集中してまいります。基本的には需要に供給が果たして追いつけておけるのかという問題もございまして、それから、当然地場産材を使いますと在来工法ということになります。そうすると大工



さんが果たしてその災害公営住宅のほうにも入っている、それから、個人の方々の建物が入ってくるというときに、そこまでのキャパがあるのかということは、非常に懸念をいたしてございます。

それから、先ほどお話し菅原議員からあったように、建築主の好みという問題もございまして、強制的に我々が、じゃあどちらというわけにはなかなかいかない部分もございまして、いろいろな問題を包含しているということについては間違いないというふうに思いますが、いずれ地場産をいかに使っていただくかというのは、1つの方向性としては考えていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 今、町長おっしゃることは全くでございます。しかしながら、やはり手をこまねているだけではなくて、あくまでも今想像の域で一気にそういうふうに需要があったら対応できるのかということでもありますけれど、まだまだ想像の域ですから、いろいろなことでは意向調査の折でもいろいろ調査をすべきだったかと思っております。今後、まだまだ市街地跡地買い取り等で面談もあろうかと思っておりますけど、それらのときにそういう場を生かして行ってやっていくべきかなと思っております。

また、もちろんこれは、例えば大工さんとかいろいろな方々が中心になってやるべきですけども、やっぱりある意味産業の活力の後押しでもありますので、町のほうがある程度イニシアチブをとって、こういうことでやっていくかなと、そういうこともある意味必要ではないかと思っております。

宣伝という意味では、ハウスメーカーさんだったら、いろいろなセールスマンとかいろいろなことがありますから、細部にわたって、微に入り細に入り説明をして、そしてまたある意味資金調達のほうまで一緒になって考えてやっているのが現状でございます。要するに、建主にとっては、それこそワンストップなんでございます。しかしながら、結果的に見れば、結構高いものになるのは当然でございます。そんなとき、町が主導というか、ある意味の役割を担って、建築士さんとかいろいろな面で彼らに対応できない部分を主導的立場になってやっていくのも1つかなと。

従前、何でハウスメーカーなのと聞くと、煩わしいと。田舎の人間は、やっぱり昔から一服だの何だお茶出しだといろいろなことで手をかけなきゃだめだということをよく聞きます。ハウスメーカーさんはそんなの要らないですからということでもあります。しかしながら、それらの費用は全て建築資金にかかっているんでございます。ですから、今私が言ったような

組織をつくって、そういう対応方々やっていくのも1つの方法ではないかなと、そんなふうに思います。

地元産材活用については、きのうも同僚議員も話しておりましたし、本当にこれは、被災したときにこういうことを言うのもあれですけど、一括して大きな需要があるんでございますから、お互いがいいようなことで考えてやっていけばいいのかと思いますけれど、町長、あんまり無理な話ではないと思うんですけど、再度どうですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 新たに組織をつくるということではなくて、現実には今建築士会というのが厳然と存在していますので、そういったところにほとんど大工さん皆入っていますので、その建築士会が主体となって、今菅原議員がおっしゃったようなPR活動というのをやっていくというのが、1つの道筋ではないのかなというふうな思いがあります。

基本的には、大工さんはやっぱり技術、職人なんです。ですから、一朝一夕にその技術ってなかなか自分のものにできないんです。限られた大工さんで、さっき言いましたように集中して建築が始まるというときに、それを全て負いかねる、負うというのは全く不可能だと私は思います。反面、やっぱり仮設にお住まいの方々なんかは、とにかく建てるとなれば一日も早くそこに住みたいという思いがありますので、その思いのギャップというのが随分あるというふうに思います。

私、前にもお茶だのというお話ありましたが、私も建築士会に震災前からよく新年会とかにお招きいただいてお話しするんですが、今の話をしたことがあるんですが、今大工さんは、基本的には10時、3時のお茶は要らないとお断わりしているということです。ただそれは、あんたたちのPRが足りないんだとよく話をするのですが、今現実問題としては、そういったお茶を出すという習慣はほとんどないということです。これは議員のほうからも各方面に、家を建てたいという人にはそのようにお伝えをいただければというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 町長よくわかりました。もちろんPR活動をやっていく、それがなかなか忙しい中でいろいろできないかと思うんですけど、先ほど私表現が悪かったですね。組織をつくって。ある組織の中でそういう指導的役割を、役場で担えることは担ってほしいということでございますので、その点はわかりました。今後の推移を見守って、いろいろなことで状況が変化してくると思いますので、その折にまた再度やらせていただきたいと思います。

それで、この新しい町ということですけども、全て高台移転、木を切って、山を整地して、

造成してやるわけでございます。いろいろ道路とかは法律とかで決まっていると思うんです。今度は、南三陸町に行ったらここはすごいなというようなまちづくり。例えば家並みとか、家の外壁の色とかそんなふうなことで、これも先ほど来言っていますように、これは個人の自己責任でございますので、町としてはあんまりなことは言えないと思うんですけれども、先ほど言っていましたまちづくり会議の中で、いろいろルールとか、景観とかに配慮したことでとやっているそうなんですけれども、町長の考えとして、私は新しいまちづくりでこういうぐらいは考えているんだということがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

というのは、この間、藤浜の団地着工式のときにイメージ図をいただきました。平場に家を建てて、植え込みがあって、青くなっていたから多分芝生でしょう。これは広々とした開放感を持ってこの町にちょうどいいようなたたずまいだなと、そんなふうに私は感じました。旧志津川市街地に限って言えば、土地も狭かったし、プライバシーもあったし、道路に面したところはがちっとブロック塀を回して、お金のある人はもっと高い石を回してとか、そういうふうな何か隔離した状況でありました。いろいろな防犯面から必要だったとは思いますが、今回多分、私の想像では、そういうまちづくりではないと思うんですけれども、町長、イメージとしてどのような街並みとか景観のイメージをお持ちでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなか難しいご質問でございまして、それぞれの建築主、施主の皆さんの思いがございまして、一概に私からこういうふうなという、イメージというのであれば、緑に囲まれた、せつかく高台移転するんですから、そういう緑に囲まれた家並みといえますか、そういうようなものが望ましいというふうには思っております。ある意味自然というものを十分に受けながら、享受しながらふだんの生活を送っていただけるような、そういう住環境であってほしいなという思いはございます。

ただ、先ほどお話ししましたように、藤浜もそうですし、伊里前もそうなんです、それぞれのまちづくり協議会の方で、建築の高さ制限とか、道路境界からどれぐらい離れて家を建てるかとか、外壁の色をどのようにするかとか、そういうのを非常に細かく皆さんで検討し合っていますので、そういう1つのルールづくりというのをさっき言いましたけれど、非常に大事だと思います。お互いにそれをちゃんと尊重し合っているということが非常にいいことだなというふうに私は思っております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 町長のイメージは、緑に囲まれた開放的なということで、これはいいこ

とであります。これはあくまで町長のイメージですからいいんです。それで、歌津まちづくり協議会で、そういう高さとか境界から幾らとか、そういうのであれば本当に落ちついたゆったりした街並み、街並み景観がつかれるのかなど。それとまた、背後にある山とかとマッチしていいまちづくりになるのかなど、そんなふうに思うわけでございます。それはそういうふうに進むことを私も祈っているところでございます。

次に、いろいろ太陽光発電とか木質バイオマスエネルギーの利用とか、この町では大きな声では出ていないんですけれども風力発電とか、いろいろそういう再生可能エネルギーがあります。町として、公共施設とか、もちろん街路灯なんかも多分できるんでしょうけれども、その辺の具体の考えをお伺いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 再生可能エネルギー、エコタウンということでの基本的な考え方がございますし、太陽光発電につきましては、町としてもそういった支援制度をつくってございますので、これは町、それから県も含めてございますので、その辺を利活用していただいて、自然にやさしいまちづくりというのをこれから目指していくというのが望ましいと思います。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 太陽光発電ですが、済みません、私どれぐらいの助成だったかちょっと忘れたので、そのうち課長のほうからでも数字的なものをお願いしたいと思います。

今、自主再建している方々も多数おられると思うんですけれども、そういう方々でこういう太陽光発電とか、そういうのを申し込まれている方、どれぐらいおられるのでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 平成24年度、昨年度では実績5件でございます。それから、平成25年度の予算ということでは、1,200万で100件分、上限12万円でございますので、そういう予算計上をさせていただいているところであります。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 24年度は5件、それで25年度は100件分準備しているということでございます。補助1件12万と言いましたけれど、大体普通の家で、どれぐらいのかはよくわかりませんが、標準的なもので設置費用というのはどれぐらいかかるのでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 一般的な住居での太陽光発電の設備というご質問でございますけれども、大体通常4キロワットぐらいの発電能力のある太陽光パネルということで、250万

から300万ぐらいの経費がかかるというふうに伺ってございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 一般的な家庭250万かかる。それを補助は12万円。これでそういう太陽光発電をやるという方には、心から敬意を表したいと。できれば、もっともってそういうふうなことで取りつけてほしいんですけども、私に当てはめると、なかなか大変だなという、それが実感でございます。

実は我々もこういうふうなことで、再生可能エネルギーということで京丹後市のほうに行つてまいりました。人口7万のところで、風力と太陽光をやっているのが100ちょっとでした。数字的なことは忘れましてけれども、人口の割に少ないな、そんな感じを受けましたが、いざこれを見ると、やはりなかなか大変だと、それを実感しております。そういうことございますか。色合いとかいろいろなことでやっているのであれば、それはそれとしてよろしいかなと。できれば、これはいろいろな制約はあるのでしょうかね。補助の12万円というのは。何か制約があるんでしたら。あれだったらもっと高くできるかどうかも含めて。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、私のほうから。太陽光発電システムですけれども、この補助金、ご承知だと思いますけれども、国県のほうでも同じようにこの補助事業を行っておりまして、当町の分としては12万円でございますけれども、国県を合わせれば約3倍。今回宮城県でもまた補助の内容を見直しているようでございます。

先ほど復興企画課長申しました費用ですけれども、あれは発電システムと蓄電システムをセットで設置すればそれぐらいかかるだろうということで、発電だけですと、物にもよりますけれども、今申請出ている中で150万円前後が発電システムに係るものということです。

制約ということでございますけれども、基本的には国県の補助事業の対象となるレベルのシステムであれば、町のほうでも補助の対象になるということで、一般的に設置してあるシステムはほとんど対象になるということになります。ただ、残念ながらその設置の時期とか申請の時期、この関係で事前に今は申請が必要であるとか、そういう部分で制約と言えば制約ですので、ご利用される予定の方は、設置業者さんとも相談の上、なるべく早目に相談をしていただければ、その申請の時期等についてはお知らせしたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 説明をいただきました。はい、それで了解です。

それでは、次に、まちづくりとして、住まいは安全な高台、そういうことでございます。高

台移転をしても、日常の買い物をする商店がつかれるのかなとそんなふうに考えていましたら、いろいろ一応1区画100坪としたんだけど、不要な人はもっと面積を少なくしてそういうのがありますよと。それで、必要な人にはやれると、そういうことを聞いていますが、それは間違いないんでしょうね。例えば、私は80坪しかいらぬから、この分は要らないよと。逆に言うと、私は100坪では足りないから、店も構えて駐車場にしたいんだけど、もっと160坪欲しいとか、そういうのは可能なんですよ。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでいろいろそういった説明等を担当課でやってまいりましたけれども、ベースとして、ベースとして平均100坪ということになってございますので、80坪の人は80坪でもよろしいですし、120坪の人は120坪でもいいと。ただ、平均ですので、100区画入ったらば、そこは全部100坪の面積しかだめだということですが、その中でのやりとりは構わない。個別に今どういうふうな意見が出ているのかというのはちょっと存じておりませんが、制度的にはそういう制度です。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 町長の答弁でわかりました。

そうすると、あとは例えば150戸、200戸というところで、今度は場所なんですけど、仮設住宅みたいにあくまでも公平公正だからと抽せんということにはいかないですよ。先ほど地域コミュニティとかと話してましたからそれはないと思うんですけども、ほんの小さい団地の中でも、あの人の隣は嫌だなんていうのをままた聞いておりますから、その辺はどのような考えでいるのか。例えば、町長今言いましたように、80坪でいい、60坪でいいというなら、その人たちはその人でそういう一角にそういうのをまとめるのか。まとめて、例えば100坪以上のところをある意味こういうふうにとまとめていくのか。そしてあとは、抽せんとかに入るのは、地域の自治体とかそういうのに任せるとか、どのような考えで対応していきますか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 各区割りの考え方なんですけど、基本的にそういった部分まで話がいつている地区が大分多くなってきたというのは事実です。実際の決め方としましては、基本的には抽せんは嫌だというお話も伺いますけれども、最終的に抽せんにならざるを得ないという理解をしている方も結構ございます。

伊里前のまちづくり協議会の中では、1つの部会での案として、1つの街区をまず、区画道

路で囲まれた仮に10区画だったら10区画について、まずは手挙げ方式をしていただくと。その中で話し合うと。話し合いでもなかなか解決つかない場合は抽せんでいくとか。そういったルールも実は出ております。ただ、ほかの地域では、まだそこまでの状況に実際至っていない、まさに今それを検討しているという状況です。抽せん方式でいくのか、そういった考え方でいくのか、その辺は地域の方々が選択をしながら決めていくことになろうかと思いません。

町としては、その方法論について、いろいろな例、いろいろなケースを皆さんに情報提供という形でお示しをしながら、うまく希望のところに入れるよう調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 課長、よくわかりました。そういうことで、ある意味地域の方々に任せて、自分たちの地域の責任でということもいいでしょう。できれば、先ほど言ったようにコミュニティとかきずなが壊れないような格好で、地域住民の方々の希望に沿った形でそういうふうな場所選定、これは本当に1回建てれば何十年、しいてはついの住みかになるわけですから、いろいろなことでいいように皆さんで考えて、いいような対応をしていただきたいと思います。

その次に、高台移転で中央地区は、案内されたときに、小学校の裏からで、町全体が2段か3段になるというふうに聞いたような記憶があるのですが、町全体フラットになるんですか。それとも、2段か3段になるのでしょうか。といいますのは、新しいまちづくり、従来の市街地は、自然発生的に自分たちの責任でやってきたものであります。今回、こういう状況下とはいえ、ある意味町が主体を持ってこの場所を選定し、こういうふうに持ってきたので、できればフラットなほうがいいのかなど。私も前期高齢者、私の家も高齢世帯に数えられますが、こういうふうにして高齢化社会が今、これより高齢化社会が進むというときに、町の中をそういうふうな感じで段差をつけるのであれば、これは本当に大変だなと。本当に段差をつけるのであればですよ。その中であとは体育館とか公民館とか、そんなことも考えているようすけれども、そうすればなおさらのこと大変だと思うんですけれども、私の考え間違っていたらそれでいいんですけれども、どんなふうな認識ですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 間違っているとかが間違っていないとか、やっぱりそれはそれぞれのお考えでございますので、それはいいと思います。

ただ私は、実は菅原議員と逆なんです。私は、段があったほうが良いと思う。何かというと、フラットになると後ろのほうは全く前方が見えないんですよ。やっぱり我々は海の町に育ってきたものですから、そういった風景というものを一定程度ふだんの生活の中で見たいというのがあります。したがって、できれば手前のほうは低くて、その次に中段があって、その次に段があると、そういうふうな団地形成のほうが、私はふだんの生活の中で、環境も含めてなんです、いいのではないのかなという、私はそういう思いでいます。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） お尋ねのありました中央地区につきましては、今町長が申し上げたような団地の構成を考えてございます。北側に行けば行くほど段々になっているような団地です。

この間、藤浜の部分でもよく見ていただくと、イメージ図を見ていただくとよくわかるのですが、実はあそこも4戸4戸の部分は一定の段差をつけてございます。ある程度、フラットというとなかなかなじまないという方も、地区も結構ございます。もともと地形上の部分でフラットになるところもございますが、どちらかという山を造成する場合、できるだけ町としても土量を減らすための1つの方策として、一定の段を設けながら造成をしていくような状況の団地のほうが多いようでございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 段差になるのは間違いないのはわかりました。

私、先ほど認識と考えを間違えて言いまして、それは考えと訂正させていただきます。

そんなことで町長、そして課長が言うのももっともでございます。それはそれとして、町はそういうふうなことでしょうけれども、ただ私は、高齢化社会を迎えるに当たり、今も高齢化社会でどんなもんかなと、そんなふうな思いをしたわけでございます。そのときに、あとは重要になるのが、公民館とか建設される体育館の位置あるいは商店、どこにどういうふうな形で出るかわからないですけれども、多分商店も必要でしょう。そんなときにどのような考えで臨むのか、それを全部個人の選択に任せるのか。町はもちろん強制はできないのは重々承知でありますけれども、こういう年寄り社会になれば、日常の買い物もなかなか大変であると。仮設商店街も一応危惧したのですけれども、きのうの答弁を聞いていますと、今計画している商工観光ゾーンが完成するまでそっちは延長ということで、ああなるほどそういうことならまずいいなと思ったんですけれども、日常の買い物はともかく、ちょっとした大きな買い物等はこっちへおりにこなければだめだ。そうすれば無料バスが走るか、町民バ



スが走るかはまだわかりませんが、そういう対応とか、あとは冬期間の除雪とか、いろいろな面で早目早目の手だてが必要だと思うのですが、すべからくそういうことも対応を考えてのことでございましょうね、町長。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 店舗兼住宅等ができることもあるというふうに思います。

ただ、きのう、みやぎ生協さんと高齢者の方々の見守りの協定締結式をやったんですよ。多分結構いらっしゃるんだなと思ったのですが、いわゆる宅配ですよ。通販。これを生協さんで、言っているんだかどうかわかりませんが、1,300軒ぐらい当町で生協さんから宅配。それは1週間に1回ずつ全部。ですから、買い物がなかなかできない方々は、そういうところを大分利用しているというのを、きのう実態としてわかりましたので、買い物弱者ということでなかなか買い物に行けない方もいらっしゃると思いますが、そういうことで対応している方々、町民の方々、随分いらっしゃるなということで、改めて、生協さんだけではないんでね、宅配は。いろいろところで宅配やっていますので、そういうことでの対応も可能なんだろうというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 生協の宅配の見守り隊、それはいいことでございます。

実は我々の住む入谷地域でも、結構生協さんの宅配を利用している方もおります。そういうことですからいいとしても、でもそれだけで十分ではないんだよね。でも、町としてそこまでやれとは言いませんし、やれるものでないのは重々承知しております。そういうことで仮設商店街も今の予定では商工ゾーンが完成するまで延長できるかどうかわからないですけども、まずそこをやっていろいろ商業ゾーンですか。そういうふうにするということであればよろしいです。そのときに、埋め立てていろいろ建物を建てたけれども、お店やさんが出ないとか、そんなことを危惧するわけでございます。

それとまた、商業ゾーン、観光ゾーンで、観光客を迎え入れるということでございます。震災前は、観光客に古い町並み、五日町、十日町の土蔵の白壁を案内したり、昔ながらの街並みを案内したり、付加価値という部分でやってきたわけでございます。今回、その部分がなくなってくるのですが、町長、おいしい魚だけ食べさせるのなら、ここだけではなくていろいろなところがあります。お客さんを呼ぶための方策は、どのようなお考えをお持ちですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の震災で、ご承知のように当町にも大変な数のボランティアの方々

がお入りをいただきました。前にもお話ししましたが、まさしく南三陸町目指して来た方々でございます。こういった方々を、このきずなをしっかりと固めて、リピーターとして何度もうちの町においでをいただくような仕掛けとかも含めて、交流人口をどうふやしていくかというのは、私も町の大きな課題の1つだというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 町長、わかりました。これは従前からそういう答えはもらっています。それと同じですけど、これで100万人以上の方が来たというから、その方の半分がリピーターになっても50万ですから、これから鋭意努力をしていけばもっとふえるのかなと思います。いろいろやってまいりました。地場産材を使うにはいろいろなこと、そしてまた、新しい家並みとか配色とかいろいろなことを言ってきました。これらは全て自己責任ですので、まちづくり推進協議会ですか、その中でもんでいって、みんなでいようなまちづくりにしていただければいいと思います。町でもそういう意味で、人的支援や知的支援もやっていければいい町ができるのかなと思いますので、この件については終わらせていただきます。

2問目にいきます。

教育環境について、町長、教育長に伺います。

東日本大震災から間もなく丸2年を迎えます。皆さん、篤にご承知のように、学校そのものが被災し、使用不能となり、登米市に再開した経緯もございます。あとは町内の学校に併設して再開しておりました。今年度は町内で併設して開校しております。

しかしながら、校庭半分に仮設住宅が建設されたり、多くの児童生徒が仮設住宅生活を余儀なくされております。あるいは心理的影響があったり、さらには教職員も児童生徒と同じような境遇であったりと、震災前と大きく環境が変化しております。その大きく変化した教育環境の現状と課題をどう捉え、どのような対応をしていくのか伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、菅原辰雄議員の2件目のご質問、教育環境についてお答えをさせていただきます。

教育環境についてのご質問ですが、震災によりまして学校教育施設、社会教育施設ともに甚大な被害を受けまして、当町の教育環境は大きく変わってしまいました。この現状に対して、私の立場の範疇で申し上げますと、それらの被災した教育施設をなるべく早く復旧させるということでありまして、子供たちが安心して勉強ができる場あるいは町民の方々が集える憩いの場を早く取り戻したいという思いを抱きながら、町の復興に取り組んでいるとこ

ろであります。

なお、教育事業の運営につきましては、教育委員会の権限事項となりますので、現在における取り組み状況等については、教育長から答弁をさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） ご質問の内容に正対する形でお答えしますので、少し答弁が長くなることをお許し願いたいと思います。

教育環境の現状と課題というご質問でございますが、ただいま町長が申し上げましたとおり、震災によって学校教育、社会教育ともに、施設面での状況だけではなく全ての環境が激変いたしました。教育委員会としましては、町の復興のためには教育の再生が重要であるとの認識の上で、失われた教育環境の復旧整備に取り組んでいるところでございます。

まず、学校教育に関する現状ということから申し上げますが、現在、2つの小学校と1つの中学校が、町内において併設運営となっております。併設という変則的な学校運営であることから、多少の不自由さはありますが、学校現場の適切な対応によって、今のところ大きなトラブルもなく運営されております。

さて、震災後2年が経過したわけですが、課題としてもっとも注視しているのは、児童生徒の心のケアであります。みずからが命の危険にさらされたり、家や愛する家族を失い、将来の夢や希望を一瞬にして奪われた子供たちの心をしっかりとケアしていくことが重要であります。この件に関しては、震災後の学校再開時から通常に配置されておりますスクールカウンセラーに加えて、臨床心理士の資格を持つ県外のスクールカウンセラーを緊急派遣していただき、その対応に当たっております。これは、現在も継続しておりますし、今後においても当分の間は必要な対応であると考えております。

2つ目は、被災した学校施設の早期復旧であります。おかげさまで名足小学校につきましては、平成25年度中の復旧が可能となりました。戸倉小学校につきましても、高台への移転新築の方針のもとにその作業を進めておりますが、少しでも早く再建できるように努力してまいりたいと考えております。

なお、戸倉中学校につきましては、ご承知のとおり、平成26年4月の学校再編ということで進めているところでございます。

3つ目としましては、防災教育の充実であります。昨日、千葉伸孝議員のご質問にもお答えしましたが、いつ、どこで、どのような災害に遭遇しても、自分の命を自分で守れる子供た

ちを育てていかなければなりません。単なる避難訓練のみではなく、小学校、中学校の教科領域全ての教育活動の中で、防災対応能力を育ててまいりたいと考えております。

ほかにもスクールバス通学や学校施設内への仮設住宅の設置等の物理的条件から、子供たちの運動量が減少し体力が低下している状況があるなどさまざまな課題がございますが、これからの町の復興の担う子供たちのために、鋭意教育環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、社会教育に関して申し上げますが、学校教育施設と同様に社会教育施設も壊滅的な被害を受けました。公民館は4館のうち3館が流失し、入谷公民館のみになりました。図書館についても流失し、もとあった場所さえわからなくなっております。被災後、全国、全世界からの支援により、平成の森にコミュニティー図書館・魚竜及びベイサイドアリーナ前には南三陸町オーストラリア友好学習館を建設しました。それぞれの施設には図書室を設置し、生涯学習や交流の場所として学習機会の提供や学習意欲と学習活動を支援し、コミュニティーづくり、仲間づくりの場として活用しております。しかしながら、活動スペースとしては不十分であるばかりでなく、仮設住宅での活動は新たなコミュニティーをつくりながらの活動であり、集団やリーダーを育成するにも体制が不十分で容易でないことから、生活の再建や復興の進展状況にあわせて各種事業に取り組んでいるところでございます。

また、被災した社会教育施設の復旧については、高台移転地区内に災害復旧事業により公民館及び図書館等の施設を建設し、地域のコミュニティー及びまちづくりの拠点として整備する計画となっております。

青少年の事業については、特に多くのご支援をいただき、各種交流事業やスポーツ大会など多くの招待事業があり、今後もこれらを積極的に受け入れ、青少年の健全育成及び震災からの立ち直りや日常を取り戻すための事業に取り組んでいきたいと思っております。

芸術文化活動、スポーツ活動については、地域づくり、仲間づくりを推進し、震災後の心と体の健康増進のためにも各種コンサートなどの開催、一流スポーツの観戦機会の提供やスポーツ教室の開催など、元気になるためのイベントや事業に今後も積極的に取り組んでまいります。

文化財の保護については、被災した天然記念物、魚竜化石を災害復旧事業により復旧を行い、保存と活用を図ります。民俗芸能などの無形民俗文化財や地域の郷土芸能は、震災後、多くの道具や衣装などを支援していただき、人々の復興のよりどころとして活動していただきました。今後も地域の宝として復旧保存、伝承活動に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 教育長からいろいろ現状、多岐にわたり答弁をいただき、まことにありがとうございます。メモするのが大変でございました。これが本心であります。

いろいろなことで大きく変わった環境の中で、学校当局がいろいろな対応をしていることは、私どもは常任委員会でも2回ほど調査をしてわかっております。名足小学校の再建、戸倉小学校の高台移転等の絡みもあります。あとは戸倉中学校の学区再編、これまた大変なことですけれども、これは子供たちはもちろん、地域住民の声を最大限に生かして、本当に禍根を残さない、本当にスムーズな学区再編になるように誠心誠意努力をお願いするものであります。

というのは、言うまでもなく、私どもは2度統合して閉校になっております。林際小学校、母校であります。そして、入谷中学校であります。校歌は全くわからないです。今の入谷小学校に行っても、ようやく幾らか覚えましたが、全く大変なことです。地域住民はそれだけ大切にしている学校でございますので、その辺をお酌み取りください。

いろいろ考えておりましたけれども、やっぱり私ども、昨年の11月に調査をして、各学校からいろいろな要望等がございました。それには教総課長も同行していただいておりますので、学校の要望等は逐次わかっておると思うのですけれども、来年度の予算編成で、学校の要望はどの程度聞かれたのかなど。まずその点をお聞きいたします。

個別に、例えば何々と言えばわかりやすいと思うので、ある学校では、教職員の加配とスクールバスの運行、あとは体力の低下が見られる。体育の時間でいろいろ対応しているということもございますけれども、スクールバス、出発場所の変更も考えているというような、それは徒歩の機会を多くとるということで、それで小さいながらも体力増強に努めていきたい、そういうふうなことです。あとは全体的にありますけれども、ある学校では、授業時間を利用して遊べる砂場と鉄棒、上り棒の設置、そういうのもあります。心のケア、先ほど答弁ありましたけれども、これはずっと継続してほしい、あるいはスクールバスの増便という話もありました。あとは、長期休業中、例えば冬休み、夏休みだと思っておりますけれども、できれば部活とかいろいろな面でスクールバスの運行もお願いしたい。教職員を少人数指導の教科に特化してほしい。あとは施設面で、これは歌津中学校ですけれども、体育館の雨漏り、フェンスの傷み、これらの老朽化対策、これがありました。あとは、樹木が大きく強風時に倒木等が大変心配される、そういうふうな要望がございました。ばっと今羅列しましたけれども、これらをどの程度予算面で対応してくれたのかお聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君）　るるいろいろなご質問ありましたけれども、私のほうから、県の人事とかかわります教職員の加配についてお話し申し上げたいと思います。

加配というのは、正規の学級数に応じた教員の配置のほかに、学級数に関係なく、その学校の事情によってプラスアルファの教員が派遣されます。これは県の方針であります。加配の中にいろいろな加配がありまして、研究加配だとか、それから少人数指導加配だとか、それから、復興加配というのがあります。したがって、少人数指導の加配が昨年ありましたけれども、来年度は、少人数指導加配というよりも復興加配のほうに少し重きを置いて加配をいただくということをお願いしております。加配については、一応私のほうからお話し申し上げました。

それ以外にことについては、教総課長のほうから説明いたします。

○議長（後藤清喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君）　学校からの要望に対する新年度予算での対応ということでございますけれども、いろいろたくさん今ご指摘をいただきましたけれども、大きいものから言えば、スクールバスの事業については、これは25年度も今年度と同様に継続をすることにしております。長期の休み期間についても、これは今年度についても、特に中学校については、夏休み等についても部活をしたいというふうなことで、そういった夏休み期間中についても、部活であったり、あとは特別学習活動に対しても対応して、臨時便ということで対応した経緯がありますので、これは25年度も同様にまた続けていきたいというふうに考えております。

あとはいろいろな施設の維持管理の部分でございますけれども、学校から去年の11月の段階で指摘された部分については、既に年度内に対応した部分もありますし、そういった学校活動に支障のあるような施設の問題については、その都度即対応しておりますので、新年度についてもそれなりに対応できる予算は確保いたす予定でありますので、その辺はご了承いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君）　8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君）　わかりました。いろいろ対応できたのはもうやっている。またあとは、それぞれ、いろいろ再度要望があろうかと思っておりますけれども、適宜対応していただきたいと思っております。

1つ忘れたのですが、就学支援援助、あれも来年も継続ということでございますけれども、それは昨年度に続き多分やられると思うのでございます。その辺も後でお願いします。

あとは、2回ほど津波注意報が出ましたよね。そのとき、やはり津波注意報が出ているとき

に、まさか各学校、坂を下ってまさか帰るわけにもいかないはずでございます。そうすると、ちょっと日にちは忘れましたが、夜10時ごろ解除になった日もありますけれども、あの日の曜日とかわからないんですけれども、平日にああいうことがあったら、やっぱり大変でございます。実際津波が来なければいいんですけれども、来た場合、停電等も考えられますので、食事、1食分か2食分の食事の準備とか、あとは毛布。実際に津波が来たら、いろいろな通行車両とか避難してもっと必要だと思うんですけれども、最小限子供たちの分、そういう津波注意報が出て、通行できなかった、下校できなかったというときの対応。これも以前から学校が避難所になったので、そういう懸念はしてはいましたけど、被災直後でそこまでなかなか手が回らないんだらうなと思ってお話をしないでございましたけれども、2回ほどそういう事例があったもので、そのときの対応と、今後、25年度予算でどのような対応をしていくのか伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 子供たちが学校、いわゆる教育活動をしている間に、これは大きく言えば学校管理下内にあったときの、これはスクールバスにいる間もそうですけれども、登下校も含めて、管理下内で津波注意報、警報が発生した場合には、昨日の千葉議員さんにもお話し申し上げましたけれども、防災マニュアルを作成しまして、その中で、待機をするということ明記しておりますので、したがって、子供たちの安全安心ということを第一に考えてそういう対応をとっております。

それから、備蓄については、課長のほうからお願いします。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 備蓄の関係ですけれども、今のところ食料等の備蓄ができていないので、今回このような津波注意報に対する対応も現実ありましたので、その辺は今危機管理課と調整して、避難所となる場合もあるわけですから、子供たちも含めた形でそういった備蓄の対応は考えていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 備蓄もいろいろ考えている、また対応についてはマニュアルを明確にした。これは学校に防災担当教諭が配置されたということも大きな成果であろうかと思っております。

あと、先ほど来いろいろ化石等についても対応、お聞きいたしました。いろいろなことで満遍なく対応しているなということを知って、我々がいろいろなことで調査活動をしてまいりましたけれども、その成果も徐々にあらわれているのかななどというふうに思う次第であります。

ます。

やはり子供たちは、自分たちも、小学生からも志津川の町の復興に自分たちも頑張りたいと、高校生、中学生はもちろんですが、我々も今すぐ復旧・復興はできないもので、やはり今の小中学生の若い力、これが育ってきて、力をかりて町を復興しなければいけないという大変な時期でございます。そういう意味で大変な宝物でもあります。その子供たちが大人の1年、2年と違うわけでございます。子供の1年、2年、体力、知力に応じた教育をしていくわけでございます。そのために、やはりお金のかかる部分はそれを何とか捻出して、そちらに回して町復興の一翼を担ってもらえるような環境づくりをしていただきたいと思います。

いろいろ学校の教職員の方々初め教育委員会の皆様のご尽力に心から敬意を表し、さらなる努力をお願いして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 以上で菅原辰雄君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は、議事の関係上、これにて延会することとし、明7日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後 3時40分 延会